

川井浄水場再整備事業
実施方針に関する質問回答書

平成 20 年 1 月 25 日

横浜市水道局

本質問回答書は、平成 19 年 12 月 14 日（金）から平成 20 年 1 月 11 日（金）までに受け付けた、川井浄水場再整備事業実施方針に関する質問への回答を記載したものです。

回答は現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更する可能性があります。詳細は、入札説明書等に記載します。

なお、質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間： 平成 19 年 12 月 14 日（金）から
平成 20 年 1 月 11 日（金）午後 5 時まで

質問受付数：	第 1 特定事業の選定に関する事項	122件
	第 2 事業者の募集及び選定に関する事項	120件
	第 3 事業者の責任の明確化等事業の 適切かつ確実な実施の確保に関する事項	30件
	第 4 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	37件
	第 5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合 における措置に関する事項	0件
	第 6 本事業の継続が困難となった場合の措置 に関する事項	4件
	第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び 金融上の支援に関する事項	15件
	第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	20件
	別紙 1 水道局が想定する事業実施体制	29件
	別紙 2 リスク分担表	169件
	別紙 3 サービスの対価の支払方法（案）	50件
	別紙 4 サービスの対価の変更（案）	51件
	別紙 5 新設対象施設位置図（参考）	4件
	別紙 6 撤去対象施設位置図	3件
	別紙 7 管理対象範囲図（参考）	6件
	その他	3件

663件

実施方針に関する質問回答書

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
			第1	1	(4)				
1	事業の目的	2	第1	1	(4)		「導水水圧を有効利用した膜ろ過方式を導入」とありますが、導水水圧を水力発電として有効利用する提案は認められますか？	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。	
2	事業の目的	2	第1	1	(4)		本事業の目的として「導水水圧を有効利用した膜ろ過方式の導入」との記載があります。ポンプ等により（導水水圧では不足する分を）加圧して膜ろ過を行う提案は、認められるとの理解でよろしいでしょうか。また、ポンプ等により加圧する提案は、低い評価となるのでしょうか。	前段は、そのように考えています。後段は、現在、検討中です。	
3	事業の目的	2	第1	1	(4)		「また、不要となる施設を撤去し、維持管理が容易なように浄水場内を整備することも重要な目的の一つである。」とありますが、跡地は施設が存在しませんが、維持管理を容易にするということについてご教示ください。	不要となる施設を撤去するとともに、維持管理が容易になるように浄水場内を整備することを求めるものです。	
4	第三者委託について	3	第1	1	(5)		水道法第24条の3に基づく第三者委託を予定しているとのことですが、地方自治法第244条の2に基づく指定管理者制度の適用はないと考えてよろしいでしょうか。	指定管理者制度の適用はありません。	
5	第三者委託	3	第1	1	(5)		第三者委託を予定しているとの記載がありますが、第三者委託に係る業務内容は事業契約に規定され、事業契約が（水道法施行令第7条3項に規定する）委託契約書になるとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、事業契約とは別に貴市と事業者との間で第三者委託に係る契約を締結することになるのでしょうか。	第三者委託に係る事項は事業契約に記載することを想定しており、水道局と事業者との間で事業契約とは別に第三者委託に係る契約を締結することは考えていません。	
6	第三者委託の範囲について	3	第1	1	(5)		第三者委託を予定しているとのことですが、その適用範囲は、今回新設する水道施設の範囲のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
7	第三者委託	3	第1	1	(5)		「事業者は水道技術管理者を置き…」とありますが、事業者が置くのは水道法の受託水道業務技術管理者との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
8	第三者委託	3	第1 別紙 1	1	(5)		第三者委託の委託先は、事業者（＝SPC）であり、事業者は水道法（第24条の3第3項）に規定する「水道管理業務受託者」であるとの理解でよろしいでしょうか。また、別紙1の構成員の中に「第三者委託を受託する企業」との記載がありますが、貴市として第三者委託の委託先として事業者以外の企業を想定されておりますでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、SPCを想定しています。なお、構成員が第三者委託を受託することにより、SPCが第三者委託を受託したものを見なします。	
9	水道技術管理者について	3	第1	1	(5)		「事業者（＝SPC）は水道技術管理者を置き」とありますが、 ① ここでの水道技術管理者とは、水道法24条の3の3項に定める“受託水道業務技術管理者”と理解してよろしいでしょうか。 ② 最低限、受託水道業務技術管理者1名はSPC在籍職員とし、他の職員は構成員あるいは委託企業からの常駐者あるいは兼務者としてよろしいでしょうか。 ③ SPC在籍職員は構成員からの出向在籍（SPCの従業員として、その指揮監督、就業規則に従って業務を行うが、身分は出向元の従業員のまま）という形でよろしいでしょうか。	①については、ご理解のとおりです。 ②については、受託水道業務技術管理者だけはSPC在籍職員としてください。 ③については、受託水道業務技術管理者は構成員からの出向在籍でも構いませんが、常駐者としてください。	
10	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)		「～事業者は水道技術管理者を置き、～」とありますが、水道技術管理者は、維持管理業務の実施を担う者から選任させることが必要でしょうか。あるいは応募グループの構成員・協力会社いずれから選任しても構わないと考えてよろしいでしょうか。	水道技術管理者は構成員となる第三者委託を受託する企業（運転管理を行う企業）から選任してください。	
11	対象施設	3	第1	1	(5)	ア	対象施設に既設の改造等が含まれておりませんが、既設受電施設、制御盤等の改造は水道局様が実施するとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
12	対象施設	3	第1	1	(5)	ア	既存施設（配水池4号、官側管理棟など）の耐震補強は、業務範囲に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	そのように考えています。	
13	新設対象施設の整備範囲	3	第1	1	(5)	アイ	撤去対象施設として（ウ）水質検査棟が記載され、同棟は撤去することになっています。新設対象施設には水質検査棟は含まれておりませんが、水質検査施設は、浄水場整備業務（新設）の対象業務外との理解でよろしいでしょうか。	水質検査室の設置は、応募者の判断に委ねます。運転管理に必要な水質検査施設（分析機器、測定機器等）は対象に含まれます。	
14	新規対象施設	3	第1	1	(5)	ア	（ウ）	「附属施設」とは具体的に何でしょうか。	門、フェンス、舗装等を想定しています。
15	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	ア	（ウ）	附属施設の具体的な内容について明示ください。	（質問No. 14参照）

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
16	新設対象施設の 附帯施設	3	第1	1	(5)	ア	(ク)	新設対象施設における「附帯施設」とは、具体的にはどのようなものを想定しているのでしょうか。ご教示ください。	(質問No. 14参照)
17	新設対象施設	3	第1	1	(5)	ア	(ク)	新設対象施設の「附帯施設」についての用途・建物概要・必要延床面積等をご教示ください。	(質問No. 14参照)
18	撤去対象施設の 範囲	3	第1	1	(5)	イ		撤去に際し、既設設備の改造が必要な場合には、横浜市殿所掌範囲で実施していただくものと考えてよろしいでしょうか。	既設設備等の改造は原則として認めません。ただし、仮設切廻し等の設置における改造については、事業者側の範囲として行ってもよいと考えています。
19	撤去対象施設	3	第1	1	(5)	イ		撤去に伴う、既設計算機システムの見直し変更業務などの事業対象外施設の改造が想定されますが、本事業の範囲外で水道局にて実施いただけるものとして考えてよろしいでしょうか。	そのように考えています。
20	撤去対象施設の 範囲	3	第1	1	(5)	イ		各撤去施設に設置されている機器類については全て撤去でしょうか。また、具体的な撤去機器または他事業場等にて流用する機器（必要時）等については業務水準書で明示されますか。	業務要求水準書においてお示しします。
21	新設対象施設	3	第1	1	(5)	イ	(7)	着水井が撤去対象で新設対象に入っていませんが、着水井を必要としないシステムでも可能（あっても可能）と理解してよろしいのでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
22	対象施設	3	第1	1	(5)	イ	(7)	既設着水井が撤去対象ですが、事業者提案として、既設着水井撤去跡地に着水井を更新・新設することは可能でしょうか。	工事期間の第1段階においては既設着水井を撤去することはできません。
23	撤去対象施設	3	第1	1	(5)	イ	(7)	既存の着水井を活用する提案は認められますか？	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
24	水質試験室の扱いについて	3	第1	1	(5)	イ	(ケ)	水質検査棟は撤去対象施設となっていますが、本事業にて水質検査室を設置する必要がありますか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
25	水質検査	3	第1	1	(5)	イ	(ケ)	撤去対象施設に「水質検査棟」がありますが、新浄水場の運転管理に必要な水質検査施設（分析機器、器具類を含む。）は新設対象に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	撤去対象施設の 範囲	3	第1	1	(5)	イ	(コ)	場内配管が撤去対象となっていますが、具体的な撤去範囲については業務水準書で明示されますか。	ご理解のとおりです。
27	撤去対象施設の 附帯施設	3	第1	1	(5)	イ	(サ)	撤去対象施設における「附帯施設」とは、具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。ご教示ください。	(質問No. 14参照)
28	撤去対象施設の 範囲	3	第1	1	(5)	イ	(サ)	附帯施設が撤去対象となっていますが、具体的な撤去範囲については業務水準書で明示されますか。	ご理解のとおりです。
29	撤去対象施設の 範囲	3	第1	1	(5)	イ		撤去対象としては特に記載ありませんが、各撤去施設に関連する配線類については全て撤去でしょうか。また、具体的な撤去範囲については業務水準書で明示されますか。	業務要求水準書においてお示しします。
30	対象施設	3	第1	1	(5)	イ		撤去対象施設の一部をモニュメントもしくは予備施設として保存・移築・展示するなどの処置は、撤去方法として事業者提案の範囲と解釈してよろしいでしょうか。	そのように考えています。
31	業務範囲	3	第1	1	(5)	ウ		制御盤等既存設備の改造は業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。また業務範囲に含まれる場合、費用は水道局の負担となるのでしょうか。併せてご教示ください。	ご理解のとおりです。そのため、事業者の費用負担は必要ありません。
32	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	ウ		既存施設で継続使用（電気設備）となる設備が発生すると考えられる改造、一部撤去については本事業の業務に含まれると考えてよろしいですか。	既存施設の改造は水道局での対応を考えています。
33	事前調査業務	3	第1	1	(5)	ウ	(7) a	事前調査業務とは何を想定しているのでしょうか。事前に提示される情報は何を予定しているかと併せてご教示ください。	業務要求水準書においてお示しします。
34	事前調査業務の 内容	3	第1	1	(5)	ウ	(7) a	対象業務のうち、事前調査業務の内容は具体的にどのような内容でしょうか。	(質問No. 33参照)
35	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	ウ	(7) e	周辺影響調査の具体的な内容について明示ください。	業務要求水準書においてお示しします。
36	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	ウ	(7) e	周辺影響調査の要求レベル・内容につきご教示ねがいます。	(質問No. 35参照)
37	維持管理業務の 具体的内容	4	第1	1	(5)	ウ	(7) e	維持管理業務は、a 運転管理、b 保守管理、c サービス業務、d 保守業務で構成されていますが、それぞれの業務の内容を詳しく教えてください。	業務要求水準書においてお示しします。
38	施設運転管理業務	4	第1	1	(5)	ウ	(7) a	配水池から（送）配水施設（川井配水ポンプ場）までの管路施設の整備及び浄水の送水は、本事業の対象に含まれるのでしょうか。	業務要求水準書においてお示しします。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答		
39	施設運転管理業務	4	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	a	川井配水ポンプ場の配水ポンプの運転は、施設運転管理業務の対象範囲に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	対象施設及び対象業務	4	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	a b	浄水場維持管理業務で既存施設の配水池（4号）と配水ポンプ場については、どのように考えればよろしいですか。	(質問No. 39参照)
41	浄水場維持管理業務の範囲	4	第1	1	(5)	ウ	(ウ)		浄水場維持管理業務の範囲に、配水池（4号）などの既設転用する施設は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。そして、既設浄水処理システムによる運転管理期間は同じく範囲に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 39参照) なお、詳細は、業務要求水準書においてお示しします。
42	水質検査	4	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	a	浄水処理システムの運転管理に必要な水質検査は業務に含まれますが、水道法第20条に基づく水質検査は「第三者委託」を適用することから、「浄水場維持管理業務」に含まれるのでしょうか。それとも今回の第三者委託の範囲が浄水場と水道システムの一部であることから、モニタリングとして、横浜市殿の業務となるのでしょうか。	浄水水質試験については、事業者による対応を考えています。詳細は、業務要求水準書においてお示しします。
43	施設運転管理業務について	4	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	a	施設の運転管理業務には、浄水場の運転管理に必要な原水、処理水、排水等の水質検査業務を含むのでしょうか。	(質問No. 42参照)
44	浄水発生土の処分	4	第1	1	(5)	ウ	(ウ)		新設する排水処理施設において発生する発生土（＝脱水ケーキ）の処分（有価利用、再生利用、産廃処分等）に関する業務は、浄水場維持管理業務に含まれるのでしょうか。	そのように考えています。詳細は、業務要求水準書においてお示しします。
45	対象業務	4	第1	1	(5)	ウ	(ウ)		発生する脱水ケーキの再利用等は、対象業務に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 44参照)
46	浄水場維持管理業務の範囲	4	第1	1	(5)	ウ	(ウ)		浄水場維持管理業務の中に、発生土の処分業務は含まれるのでしょうか。また、含まれる場合、処分先の確保は民間事業者が行うのでしょうか。	(質問No. 44参照)
47	(存置) 廃棄物の取扱い	4	第1	1	(5)	ウ	(ウ)		別紙7 管理対象範囲図(参考)に示された範囲内には、産業廃棄物の保管場所が含まれ、廃棄物が保管されておりますが、同廃棄物は、事業開始以前に貴市の責任と費用負担において搬出及び産廃処分が完了し、同廃棄物の管理は、浄水場維持管理業務に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	浄水汚泥の最終処分場は廃止の予定ですが、場外への搬出は考えていません。旧緩速ろ過池横の廃棄物保管場所にある廃棄物については、水道局で処分します。
48	浄水場維持管理業務の範囲	4	第1	1	(5)	ウ	(ウ)		浄水場維持管理業務の中に大規模修繕も含まれるのでしょうか。また含まれる場合、修繕時期についてもご教示ください。	そのように考えています。詳細は、業務要求水準書においてお示しします。
49	サービス業務	4	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	c	サービス業務の具体的な内容は何でしょうか。	業務要求水準書においてお示しします。
50	浄水場維持管理業務(サービス業務)	4	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	c	サービス業務の内容は要求水準書にて具体的に明示されると考えますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	サービス業務について	4	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	c	サービス業務とは具体的にどのような内容の業務か、ご教示ください。	業務要求水準書においてお示しします。
52	対象業務	4	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	c	「サービス業務」とは具体的に何でしょうか。	業務要求水準書においてお示しします。
53	対象業務	4	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	c	サービス業務に含まれる業務の概要をお示しください。サービスの内容は浄水場内で完結するものなのか、浄水場外での処理(例:発生土の有効利用、廃棄物処理等)まで含まれるのかによって、想定すべき事業計画が大きく変わってきますので、そういう視点でご教示願います。	業務要求水準書においてお示しします。
54	浄水場維持管理業務(サービス業務)	4	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	c	対象業務の(ウ) 浄水場維持管理業務に「c サービス業務」とあります。詳細については今後お示しになる業務要求水準書に記載されると思料しますが、当該業務の内容について、現状可能な範囲で、その概要をご教示頂けないでしょうか。	業務要求水準書においてお示しします。
55	対象施設及び対象業務	4	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	c d	サービス業務と保安業務の内容を明示ください。	業務要求水準書においてお示しします。
56	保安業務	4	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	d	保安業務とは警備業務ということでしょうか。	業務要求水準書においてお示しします。
57	用語の定義	4	第1	1	(5)	(b)			浄水場施設とは、浄水場において業者が新設する施設のみをいい、浄水場内のその他の既設の施設(本館・受電所・自家発電機室等)は指さないものと理解してよろしいでしょうか。	新設する施設と既設の施設とを合わせて浄水場施設とします。用語の定義については、再整理の上、業務要求水準書において改めてお示しします。
58	用語の定義	4	第1	1	(5)	(c)			浄水施設とは、具体的には事業者が設置する膜処理施設のみであり、既設の沈殿地・ろ過地は含まれないものとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 57参照)
59	民間事業者用管理棟(所有権)	4	第1	1	(5)	(e)			新設対象施設に関する用語の定義の中で「(e) 民間事業者用管理棟」との記載がありますが、当該施設部分もBTOの範囲になる(つまり、所有権は引渡し当初から貴市に帰属する)との理解でよろしいでしょうか。事業者側の会計処理の検討を含めてご質問するものです。	そのように考えています。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
60	排水処理施設の新設について	4	第1	1	(5)	(f)	<p>本事業において新設する排水処理施設の廃棄物処理法上の取扱いは、以下のとおりと認識しておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>① 廃棄物処理法上「第15条施設」に該当するため、事業者が産業廃棄物処理施設設置許可を取得する必要がある。</p> <p>② 本事業において事業者は「法第14条第6項1号（自ら処理）」に該当するため、廃棄物処理処理業の許可を取得する必要はない。</p>	前段は、ご理解のとおりです。後段は、現在、検討中です。
61	排水処理施設の新設について	4	第1	1	(5)	(f)	<p>新設対象施設に排水処理施設が含まれておりますが、これは必ず新設しなければならないものと認識してよろしいでしょうか。また、排水処理施設の設置によって、浄水発生土の処分業務が発生するものと認識しておりますが、これは本事業の業務に含まれますでしょうか。</p>	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
62	用語の定義	4	第1	1	(5)	(g)	<p>民間事業者が設置する電気計装設備の具体的範囲を明示いただきたくお願いいたします。</p>	業務要求水準書においてお示しします。
63	附帯施設	4	第1	1	(5)	(j)	<p>新設対象施設に関する用語の定義の中で「(j) 附帯施設」との記載がありますが、当該施設施設としてどのようなものが想定されているのでしょうか。</p>	(質問No. 14参照)
64	事業期間	4	第1	1	(7)		<p>事業期間が平成46年3月までとなっておりますが、工事を短縮し、そこから20年間の維持管理を開始した場合、46年3月よりも前に事業を終えることが可能という理解でよろしいでしょうか？</p>	そのように考えています。
65	工事工程	5	第1	1	(8)	図示	<p>赤の一点鎖線で示されている既設撤去のうち、第1段階にある「場内配管」が第2段階にはありませんが、この違いをご教示願います。</p>	初期通水に必要な範囲については、第1段階で施工を行っていただきます。その他不要な管路の撤去等については、第2段階において工事が完了すると考えています。
66	第二段階新設	5	第1	1	(8)		<p>第2段階既設撤去後、第2段階新設として附帯施設と図中に記述がありますが、何を意味するのでしょうか。39ページの別紙7の緑色に囲まれたエリアの使われ方はどのようになるのでしょうか。</p>	前段は、質問No. 14をご参照ください。後段は、今後検討します。
67	事業期間	5	第1	1	(8)		<p>第1段階中に水道局様にて使用する施設をご教示ください。また、工期短縮をしても、平成26年3月末までは撤去してはならないもの等がございましたら重ねて、ご教示ください。(例えば、第2段階撤去中に記載の「揚水ポンプ場」「水質検査棟」等)</p>	第2段階で撤去する施設は、第1段階で使用している施設と考えています。
68	事業期間	5	第1	1	(8)		<p>水道局様範囲の浄水場内外の工事・修繕計画は、可能な限り当該SPCの工事スケジュールに御協力頂けるものと考えますが、よろしいでしょうか。</p>	水道局と当該SPC工事との工程調整は必要と考えています。
69	事業スケジュール	5	第1	1	(8)		<p>横浜市殿想定工事工程中で、第2段階では場内配管の撤去が含まれていませんが、各対象施設撤去時に必要となる場内配管の撤去は実施するものと考えてよろしいですか。</p>	(質問No. 65参照)
70	設備影響の責任分担	5	第1	1	(8)		<p>事業スケジュールの中の第1段階で電気計装設備を撤去し、新設することになっておりますが、撤去にかかる離線等による設備影響の責任は局殿所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。</p>	既設計装設備の撤去による影響については、そのように考えています。
71	水質検査棟について	5	第1	1	(8)		<p>工事工程では、第2段階で水質検査棟を撤去することとなっておりますが、第1段階での新設に水質検査棟がありません。新設浄水場（膜ろ過装置）の水質管理は西谷浄水場に統合して行うことになるのでしょうか。</p>	(質問No. 25参照)
72	事業スケジュール	5	第1	1	(8)		<p>第2段階既設撤去後、跡地利用について市側に構想があるのでしょうか。</p>	今回の事業の対象区域外は水道局で検討します。
73	既設浄水処理システムによる運転管理期間	5	第1	1	(8)		<p>既設浄水処理システムによる運転管理期間（平成21年から新設施設稼働まで）の運転管理、修繕等は横浜市水道局様の直営との理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
74	工期の短縮提案について	5	第1	1	(8)		<p>工期を短縮する計画を提案できるとありますが、第2段階既設撤去工事の工期の短縮についても提案が可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	可能です。
75	事業期間	5	第1	1	(8)		<p>工期短縮期間は1年単位とのことですが、第1段階終了時の維持管理開始時に適用されるもので、第2段階終了時には適用されないものと考えますが、よろしいでしょうか。</p>	(質問No. 74参照)
76	運転管理期間	5	第1	1	(8)	ウエ	<p>設計・工事期間を短縮した場合における維持管理期間の開始は1年単位で早くなりますが、例えば1年設計・工事期間を短縮した場合の維持管理期間満了は平成45年3月と考えてよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
77	事業期間	5	第1	1	(8)		早期に供用開始できる場合、事業期間は短縮されるものと考えます。例えば平成25年4月から膜ろ過設備が運転開始可能な場合、平成45年3月が事業の終了と考えますが、よろしいでしょうか。	(質問No. 76参照)
78	工期の短縮	5	第1	1	(8)		事業期間は平成46年3月までとなっておりますが、工期を短縮した場合、短縮に合わせて事業期間終了時期も20年間の維持管理終了時期に変更になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	工期の短縮	5	第1	1	(8)		工期を短縮し第1段階新設工事を早期に終了した場合、第2段階既設撤去工以降の着工を前倒しすることは可能でしょうか。その場合、既設設備の撤去に関して、耐用年数や既設設備にかかる国庫補助の関係等で撤去困難な設備はありますでしょうか。	前段は、可能です。 後段は、ありません。
80	工事工程	5	第1	1	(8)		工期短縮は第一階段工事（H26/3完工計画）に関する記述かと思われませんが、第二階段工事（H29/3完工計画）の短縮は認められるものと考えてよろしいですか。認められた場合には、当該工事に関する割賦代金＋利息の支払方法に変動が生じる（現在価値ベースの提案金額が高くなる）ことについても、提案が不利に扱われないようご配慮いただけるのでしょうか。	前段は、可能です。 後段は、現在、検討中です。
81	事業者選定方法について	5	第1	1	(8)		提案内容のうちサービスの対価については、事業期間を短縮した応募者と25年間で提案した応募者とは、1年間以上の財政負担額の計上期間が異なることとなります。これを適正に評価する手法について、ご教示願います。	現在、検討中です。
82	事業スケジュール	5	第1	1	(8)		工期短縮の提案をした場合、事業期間が短くなることにより、現在価値換算した際の提案価格が高くなってしまいますが、審査上、考慮していただくと理解してよろしいでしょうか。	(質問No. 81参照)
83	工事工程	5	第1	1	(8)		工期短縮によるメリットをどのように評価していただけるのでしょうか。 工期を短縮することによって、操業期間は原則的に変わりませんが、事業期間が短くなりますので、割引率の如何によっては、逆に提案金額が現在価値ベースで高くなってしまふことも考えられます。これらのデメリットにより、工期短縮提案が不利な扱いとならないようご配慮いただけるのでしょうか。	(質問No. 81参照)
84	工期の短縮について	5	第1	1	(8)		工期を1年単位で短縮する計画を提案することができるとのことですが、実際に提案どおり工期が短縮された場合に、事業者インセンティブ（サービス購入料の増額など）が与えられるのでしょうか。また、工期を短縮する計画が横浜市様が適切かつ実現可能性の高いものと判断した場合には、入札において加点されるものと理解してよろしいでしょうか。	前段は、実際に提案どおり工期が短縮された場合に、事業者インセンティブを付与することは考えていません。 後段は、現在、検討中です。
85	工期短縮について	5	第1	1	(8)		「応募者が早期に工事を終えることが可能と判断する場合は、工期を短縮し、」とありますが、工期を短縮する提案をした場合、提案評価でかなりの評価点を付与することをお考えでしょうか。	(質問No. 81参照)
86	工期の短縮	5	第1	1	(8)		工期を短縮した場合、事業者選定上のインセンティブはありますでしょうか。	(質問No. 81参照)
87	事業スケジュール	5	第1	1	(8)		工期を短縮し、そこから20年間の維持管理を開始する提案ができるとの記載がありますが、工期短縮が提案評価点でプラスになるような評価方法を採用するのでしょうか。	(質問No. 81参照)
88	工期の短縮提案における評価について	5	第1	1	(8)		工期を短縮する計画を提案できるとありますが、本件提案審査において、工期を短縮し新施設による公共サービスの提供を早期に行うことは加点評価に値すると考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 81参照)
89	工期の短縮	5	第1	1	(8)		工期を短縮した場合でも、維持管理終了時期に変更はない場合、20年間の維持管理終了後から事業期間終了までの間、施設の維持管理の取扱についてはどうなるのでしょうか。事業期間終了時の施設整備状況（引渡し条件）に関する要求水準において、工期短縮した場合に不利にならないように考慮願います。	工期を短縮した場合は、維持管理が終了した時点で施設の引渡しを行うことを想定しています。
90	事業スケジュール	5	第1	1	(8)		第1段階既設撤去及び第2段階既設撤去にて発生する、池内ならびに配管の水抜きを行うための運転操作、切り替え作業等は水道局殿の業務と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
91	運転管理期間	5	第1	1	(8)	エ	膜ろ過処理システムによる運転管理期間開始前の、引継ぎ業務については、どのようにお考えでしょうか。	現在、検討中です。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
92	運転管理期間	5	第1	1	(8)	エ	図(工事工程)の平成21年から平成26年3月末における、既設浄水処理システムの運転維持管理業務については、どのようにお考えでしょうか。	(質問No.73参照)
93	施設所有権移転の時期	5	第1	1	(8)	アイウエ	BTOで所有権の移転はいつ行われるのでしょうか。	原則として、第1段階の工事期間終了後に施設所有権の移転を想定しています。詳細は、事業契約書(案)においてお示しします。
94	設備等の更新について	5	第1	1	(8)		20年間の維持管理期間中の機械・電気・計装設備等の更新(資本費相当分3条予算)については示されていませんが、更新に対する基本的な考え方を教えてください。	業務要求水準書においてお示しします。
95	既存施設を運転する範囲	5	第1		(9)	ア	第1段階においての既設設備の運営維持管理は市殿にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。また、この場合に運用する既存施設の具体的な範囲及び運用に必要な既設設備への養生、改造、配管閉塞工事の具体的な範囲と内容を提示願います。	前段は、質問No.73をご参照ください。後段は、業務要求水準書においてお示しします。
96	既存施設を運転しながらの工事への対応	5	第1	1	(9)	ア	平成21年度から最長5年間の既存施設の運転管理は、水道局殿が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No.73参照)
97	既存施設の運転	5	第1	1	(9)	ア	「既存施設を運転しながらの更新工事であり…」とありますが、既存施設の運転に関して事業者が行うべき業務はございますか。ご教示ください。	(質問No.73参照)
98	既存施設を運転する範囲	5	第1		(9)	ア	第1段階既設撤去にかかる設備は、工事の期間中は完全に機能停止してよろしいでしょうか。機能停止に何らかの制約がある場合は、その停止許容時間、時期を明示願います。	ご理解のとおりです。
99	配水池容量の減少について	5	第1	1	(9)	ア	第1段階において1号配水池と2号配水池を撤去することにより、配水池容量が4,700m ³ 減少しますが、この減少分は給水区域内の三保配水池や恩田配水池からのバックアップにより対応可能としてよろしいでしょうか。	減少分は他の既存施設により対応可能なため、問題ありません。
100	工事施工に係る制約条件	5	第1	1	(9)	ア	「既存処理システムによる運転管理期間」において、既存施設の運転に伴い事業者の浄水場整備業務(新設)に支障又は制限を与える事項(立入制限、作業時間、搬入経路、他工事)がありましたら、お示し願います。	いかなるときも浄水処理を継続して行って頂きますので、機能停止を伴わない方法を用いてください。
101	建築確認への対応	5	第1	1	(9)	イ	事業者は工事着工前に、その建築計画が当該建築物の敷地、構造……適合するものであることについて確認の申請書を提出し、建築主事の確認を受け、確認済書の交付を受けなければならない。とありますが、申請者の名義は事業者となるのですか、それとも横浜市となるのでしょうか。	入札説明書においてお示しします。
102	建築施主	5	第1	1	(9)	イ	建築確認を行うこととなっておりますが、BTOということから施主は水道局様と考えますが、よろしいでしょうか。	(質問No.101参照)
103	建築確認への対応について	5	第1	1	(9)	イ	いわゆる「構造計算偽装問題」により、建築確認が従前と比較して、大幅に時間を要し、その期間も事前に把握できないケースがあるようですが、こうした事業者にとってコントロールできないリスクは、公共負担のリスクとの認識でよろしいでしょうか。	(質問No.101参照)
104	建築確認への対応	5	第1	1	(9)	イ	建築確認済書の交付の遅延に関するリスクについては貴市にてご負担頂けますでしょうか。	(質問No.101参照)
105	許認可申請・届出等の対応者	5	第1	1	(9)	イ	新設対象施設に係る「建築確認申請」以外に、新設対象施設に関して事業者が対応しなければならないその他の許認可申請・届出等がありましたら、お示し願います。	浄水場施設の設計に関する事業上の責任を果たすために必要な許認可・届出があることが想定されますが、具体的な内容については、事業者が調査し、実施してください。
106	許認可申請・届出等の対応者	5	第1	1	(9)	イ	撤去対象施設に関する許認可申請・届出等は、貴市の責任と費用負担において行われるとの理解でよろしいでしょうか。	撤去工事を実施する上で必要な許認可申請・届出については、自らの費用負担により事業者に行っていただきます。
107	水道法上の責任	5	第1	1	(9)	ウ	「水道法上の責任」とは、具体的にどのような責任でしょうか。	水道法上の責任とは、水道法に規定する水道技術管理者として、次に掲げる事項に従事する責任等を想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 ・第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査 ・第20条第1項の規定による水質検査 ・第21条第1項の規定による健康診断 ・第22条の規定による衛生上の措置 ・第23条第1項の規定による給水の緊急停止 ・第37条前段の規定による給水停止

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
108	第三者委託への対応	5	第1	1	(9)	ウ	「水道法上の責任を含め施設の維持管理を包括的に事業者に委託する。」と記載されており、SPCが第三者委託の受託者であると認識できますが、別紙1には出資者のみを「構成員：第三者委託を受託するもの」となっています。整合性をご教示願います。	構成員が第三者委託を受託することにより、SPCが第三者委託を受託したものと見なします。したがって、SPCから第三者委託を受託する企業への委託契約については、再委託には該当しません。
109	第三者委託	5	第1	1	(9)	ウ	事業者内部に業務上必要な資格者を配置することとなっておりますが、受託水道技術管理者は維持管理会社ではなく、SPCに設置する必要があると考えておりますが、よろしいでしょうか。	(質問No. 108参照)
110	第三者委託の受託企業について	5	第1	1	(9)	ウ	水道法では、第三者委託の要件のひとつに経理的及び技術的な基礎を有するものとしていますが、SPCは新たに設立する会社であり経営等実績を有しません。別紙1では、SPCに受託水道業務技術管理者をおき、SPCが実質的な運転管理会社と想定していますが、構成員がSPCより受託して第三者委託の受託会社とすることはできないのでしょうか。	(質問No. 108参照)
111	有資格者の配置について	5	第1	1	(9)	ウ	事業者内部に有資格者（水道技術管理者）を配置することが求められていますが、これは当該有資格者をSPCで直接雇用あるいは、出向という形で配置し、かつ浄水場に常駐する必要があるということでしょうか。PFI事業では、全ての業務をSPCから再委託をすることが多いと認識しており、本事業においても、維持管理の全ての業務を構成員あるいは協力会社に再委託し、当該再委託先企業に有資格者を配置し常駐させることが合理的と考えますが、如何でしょうか。	(質問No. 9、No. 108参照)
112	第三者委託について	5	第1	1	(9)	ウ	第三者委託には受託水道技術管理者の選任が必要ですが、水道法上の責任を伴う立場をSPCに設置することは、SPCにリスクが存在し、プロジェクトファイナンスの組成が困難になることが懸念されます。さらに、SPCが水道法上の受託水道管理技術者に求められる技術的、経営基盤的資質を有すると認められ、所定の認可が受けられるか懸念が残ります。この場合、維持管理業務をSPCからEPC契約で受託する構成員又は協力企業で受託水道技術管理者を設置したいと考えますが、これは可能でしょうか。この場合、水道法上禁止された「再委託」に該当するのではないかと懸念されます。	(質問No. 108参照)
113	業務履行上必要な有資格者	5	第1	1	(9)	ウ	「業務履行上必要な有資格者を配置する」とありますが、具体的にはどのような資格が必要なのでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
114	配置人員に必要な資格	5	第1	1	(9)	ウ	事業者内部に配置する人員に必要な資格を具体的に教示ください。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
115	第三者委託への対応について	5	第1	1	(9)	ウ	「事業者内部に業務履行上必要な有資格者を配置するなど」とありますが、SPCから維持管理業務を受託する企業に有資格者が配置されていても、SPCにも有資格者（水道技術管理者）の配置が必要ということでしょうか。また、その場合、有資格者の配置人数、雇用形態、勤務形態などにおいて最低限必要とされる条件（または要求水準）があれば、お教えください。	前段は、質問No. 9、108をご参照ください。後段は、要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
116	第三者委託への対応	5	第1	1	(9)	ウ	「…水道法上の責任を含め施設の維持管理を包括的に事業者に委託する。」との記載がありますが、「通称PFI推進法に基づく事業契約」の議会承認とは別に、「水道法に関連する第三者委託」に関する議会承認が別途必要となるのでしょうか。貴市の手続きについてご教示ください。	水道法に関する第三者委託については、議会承認は不要です。
117	遵守すべき関係法令	6	第1	1	(10)		遵守すべき関係法令を具体的にお示し願います。	特に留意すべき主な関係法令等は、業務要求水準書においてお示しします。
118	特定事業選定基準	6	第1	2	(1)		特定事業選定基準となる「財政負担額」については、入札公表時点までに明らかにしていただけるのでしょうか。[PFI事業の提案には相当の手間と費用を要するものですので、落札のための前提条件は事前に明確にいただければと期待いたしております。]	入札説明書等において予定価格をお示しする予定です。
119	特定事業の選定(PSC)	6	第1	2	(2)		特定事業の選定に関するご説明の中に「水道局の財政負担の算出」に関する記載がありますが、いわゆるPSCや予定価格が開示されるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 118参照)
120	特定事業選定方法	6	第1	2	(2)		「将来の費用と見込まれる財政負担総額」には施設整備に関わる国庫補助金相当は含まれないものとの解釈でよろしいでしょうか。その場合の補助金割合については、入札上の公平性を担保すべく、然るべき提案前提条件が設定されることになるのでしょうか。	「将来の費用と見込まれる財政負担総額」には国庫補助金相当は含まれます。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
121	特定事業選定方法	6	第1	2	(2)		「現在価値に換算する」ということですが、割引率は何%を想定されておられますでしょうか。	特定事業選定時にお示しします。
122	公共サービスの水準	6	第1	2	(2)		定性的な評価となるサービス内容とは、具体的にどのようなものですか、業務要求水準書にてお示しいただけるようお願いいたします。	業務要求水準書においてお示しします。
123	更新時の円滑な移行	7	第2	1	(1)		移行に際し円滑性を要求されていますが、ソフト面、ハード面での水準を業務要求水準書にてお示しいただけるようお願いいたします。	業務要求水準書においてお示しします。
124	事業者の選定方法	7	第2	1	(2)	ア	落札者決定後、何らかの事由により落札者が欠格した場合、次点者が落札者として選定されるのでしょうか。再入札となるのでしょうか。	今後、検討します。
125	提案内容の審査	7	第2	1	(2)	イ	「提案内容を総合的に評価した上で落札者を決定する」とありますが、予定価格は公表されるのでしょうか。また公表される場合は、いつ頃の予定となりますか。	(質問No. 118参照)
126	ヒアリングの形式	7	第2	1	(2)	イ	ヒアリングとはどのような形式（プレゼンテーションが必要なか質疑応答のみなのか）で行われるのでしょうか。実施方法について詳しくご教示ください。	入札説明書等においてお示しします。
127	提案内容の審査	7	第2	1	(2)	イ	提案内容の審査は、書面で提出を受けるほか、ヒアリングを通じて行うとありますが、ヒアリングの回数と時間はどの程度とお考えですか。	(質問No. 126参照)
128	ヒアリング形式について	7	第2	1	(2)	イ	提案内容の審査としてのヒアリングは、どのような形式で行われるのでしょうか。	(質問No. 126参照)
129	事業者選定方法	7	第2	1	(2)		落札者決定後、落札者が資格を喪失した場合等においては、第二位順位、第三位順位の順に繰り上げ選定されるのでしょうか。それとも再入札とされるのでしょうか。	(質問No. 124参照)
130	応募者の構成等	7	第2	2	(1)	ア	単独企業で応募する場合、応募企業はすべての業務を他の企業に受託させても良いのでしょうか。	当該企業が膜装置を製造する者であり、かつ、第三者委託を受託する企業（運転管理会社）であれば、その他の業務を委託することができます。
131	資金調達企業	7	第2	2	(1)	ア	資金調達を行う者が応募者グループを構成する企業となり、構成員及び代表企業となることは可能でしょうか。	構成員になることは可能です。また、SPCに対し出資する者のうち最大出資者であれば、代表企業になることも可能です。
132	応募者の構成等	7	第2	2	(1)	ア	応募者の構成については、代表企業・構成員・協力企業を構成メンバーとして想定（本項イの記述からそのように読み取れます。）されているのでしょうか。その前提で、単独企業での応募というのは、構成員も協力企業もないという提案者を想定されているのでしょうか。	単独企業での応募とは、構成員1者での応募を想定しています。ただし、兼務を認めない業務があることから、単独企業の応募であっても協力会社が必要です。
133	構成員の資格	7	第2	2	(1)	ア	設計、膜ろ過装置の製造、工事、工事監理、維持管理を行う企業等により構成員は構成されるとの記述がありますが、これに入らない業務としてファイナンス、プロジェクトマネジメントを行う会社が構成員としてグループに入ることは可能でしょうか。	可能です。 なお、膜ろ過装置の製造を行う者及び第三者委託を受託する企業（運転管理会社）は構成員である必要がありますが、その他の業務を担う者は協力会社でも構いません。
134	応募者の構成等	7	第2	2	(1)	ア	各業務（設計・膜ろ過装置の製造・工事・工事監理・維持管理）の実施を担う者以外の者（各業務を実施しない者）が構成員として本事業に関与する場合、競争参加資格要件は、共通の資格要件（8ページ（2）ア記載）のみを満たしていればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	膜ろ過装置の定義	7	第2	2	(1)	アイ	「膜ろ過装置」の定義を明確にお示し願います。（例えば、膜モジュール、収納容器（or 水槽）、配管・配線、ポンプ、電気機器、計測機器、運転制御装置等。浄水膜を用いてろ過を行うために必要な資機材一式をいい、膜モジュール単体は、膜ろ過装置とは認めない等、具体的な定義内容をお示し願います。）	膜ろ過装置とは、「膜モジュール単体ではなく、ろ過を行うために必要な資機材一式」をいいます。
136	膜ろ過装置の製造の定義	7	第2	2	(1)	アイ	「膜ろ過装置の製造」の「製造」の定義を明確にお示し願います。（膜モジュールを自らが製造していることが必要条件でしょうか、膜モジュールや部品、資材、機器等を他社から購入して、自社で加工し組立て膜ろ過装置とすることを製造というのか、膜ろ過装置（ユニット）1式を他社から購入し据付・調整だけを行うだけでも製造と認められるのか、具体的な定義をお示しください。）	「膜ろ過装置の製造を行う者」とは、財団法人水道技術研究センターに認定申請を行っている企業を考えています。
137	競争参加資格	8	第2	2	(1)	イ	膜ろ過装置の製造を行う者とは、膜モジュールを製造する者か、膜ろ過プラントを設計施工する者のどちらの意味でしょうか。	(質問No. 135参照)

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
138	応募者の構成等	7	第2	2	(1)	イ	S P Cへ必ず出資しなければならない企業は「膜ろ過装置の製造を行う者」だけという理解でよろしいでしょうか？	膜ろ過装置の製造を行う者のほか、第三者委託を受託する企業（運転管理会社）も出資義務があります。
139	応募者の構成等	8	第2	2	(1)	イ	「膜ろ過装置の製造を行う者」とは、自らが日本国内で実績を有することを証明できればよろしいでしょうか、その証明方法として公共事業において膜ろ過であることでの請負契約書を添付することによろしいでしょうか。ご教示願います。	入札説明書等においてお示しします。
140	維持管理業者の位置付け	8	第2	2	(1)	イ	維持管理業者は協力会社でも良いと解釈できますが、P.26では構成員に「第三者委託を受託する企業」と記載があり、維持管理業者が構成員になるように解釈でき、矛盾していると思います。どう解釈すれば良いのでしょうか？	維持管理業務の実施を担う者のうち、第三者委託を受託する企業（運転管理会社）については、構成員である必要があります。その他の維持管理業務を受託する企業については、協力会社でも構いません。
141	応募者の構成等	8	第2	2	(1)	イ	「膜ろ過装置の製造を行う者」は構成員になることが要されていますが、「第三者委託を受託する企業」も構成員になることが要されるのでしょうか。（P.26の別紙1では「第三者委託を受託する企業」も構成員になっています。）	（質問No.138参照）
142	応募者の構成等	8	第2	2	(1)	イ	「尚、本事業において膜ろ過装置の製造を行う者は構成員になることを要するものとする。」とありますが、応募グループには構成員として膜ろ過装置メーカーが存在しないと応募ができないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	運転管理業務の解釈	8	第2	2	(1)	イ	「構成員」と「協力企業」の定義からしますと、(2)項の参加資格要件の対象となる企業は、「構成員」であるか、あるいはS P Cから直接受託する必要があると解釈してよろしいでしょうか。また、「構成員」が他の「構成員」からの再委託を受ける場合、資格要件は元請構成員が再委託先構成員企業の業務範囲を含む全ての資格を満たす必要はなく、再委託部分については再委託構成員企業が満たせば良いと解釈してよろしいでしょうか。	協力企業という定義はしていません。前段の第2 2 (2)の資格要件は、構成員と協力会社が対象になります。構成員については、競争参加資格基準日に確認を行います。競争参加資格確認基準日の翌日から入札書類の提出までの間に競争参加資格を欠くに至った場合、入札参加ができず、入札書類の提出の翌日から落札者決定日までの間に競争参加資格を欠くに至った場合、審査対象から除外されます。また、協力会社については、落札者決定後に確認することを考えています。また以降については、そのように考えています。
144	応募者の構成等	8	第2	2	(1)	イ	本事業において一定以上の役割を担う一方でS P Cへ出資を行わず、またS P Cから直接業務を請け負ったり受託したりしない企業（例：構成員の下請けで業務を行う企業）は、ご記載の規定により構成員にも協力企業にもなれないこととなりますが、事業ストラクチャーの現実さを考慮し出資、直接の業務受託をしない企業が存在することも想定されます。このような企業についても、本事業への参画のコミットメントの観点から構成員や協力企業となれるように、規定を変更されることのご検討は頂けないでしょうか。	検討する予定はありません。
145	応募者の構成等	8	第2	2	(1)	イ	「工事業務の実施を担う者」は、構成員である必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	応募者の構成等	8	第2	2	(1)	ウ	応募グループの代表者の出資比率要件等はあるのでしょうか。	第3 1 (2)に規定しているとおり、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うことが必要です。
147	企業名の記載	8	第2	2	(1)	エ	企業名を明記する必要があるのは資格審査申請と提案書の両方でしょうか。逆に、構成員及び建設業務の実施を担う者以外の、いわゆる協力会社については、資格審査申請時及び提案書提出時のいずれにも企業名の記載が一切不要（＝申請不要）という理解でよろしいでしょうか。	前段は、入札説明書等においてお示しします。後段は、構成員及び工事の実施を担うもの以外の、協力会社についてはご理解のとおりです。
148	企業名の記載	8	第2	2	(1)	エ	膜モジュールの製造メーカーは、工事業務の実施を担う者に含まれますか。または膜モジュールの製造メーカーを、明記する必要はないのでしょうか。	膜モジュールの製造メーカーは、工事業務の実施を担う者に含まれません。また、膜モジュールの製造メーカーを明記する必要はありません。
149	「工事業務実施を担う者」の定義	8	第2	2	(1)	エ	協力会社で「工事業務の実施を担う者」以外に会社名を明記する必要はないと解釈しますが、よろしいですか？	ご理解のとおりです。
150	応募者の構成等	8	第2	2	(1)	エ	単独企業で応募する場合も、応募企業は「膜ろ過装置の製造を行う者」「工事業務の実施する者」の企業名を明記して応募する必要はあるのでしょうか。	明記する必要があります。
151	協力会社の企業名の明記	8	第2	2	(1)	エ	「工事業務の実施を担う者」以外の協力会社については、応募に当たって企業名を明記する必要がないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	工事業務の実施を担う者	8	第2	2	(1)	エ	工事業務の実施を担う者とは、協力会社のことをいっているのでしょうか。協力会社から発注する専門工事会社等は含まれないと解釈してよろしいでしょうか。	前段は、構成員か協力会社かは問いません。後段は、ご理解のとおりです。
153	応募者の構成等	8	第2	2	(1)	エ	設計業務の実施を担う者、工事監理業務の実施を担う者、維持管理業務の実施を担う者が協力会社となった場合、応募の際に企業名を明記しなくても良いという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、維持管理業務を担う者のうち、第三者委託を受託する企業（運転管理会社）については構成員である必要があることにご留意ください。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
154	応募者の構成等	8	第2	2	(1)	エ	設計業務、工事監理業務、維持管理業務を担う者が、協力会社として参画する場合は、企業名を明記する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 153参照)
155	応募者の記名	8	第2	2	(1)	エ	応募者としての企業名明記は「構成員」は全て必要だと思いますが、「協力会社」についても記名が必要ですか。またはどの請負範囲までを明記する必要がありますか。	工事業務の実施を担う者については、協力会社であっても企業名の明記が必要です。
156	企業名の明記	8	第2	2	(1)	エ	構成員、工事業務の実施を担う者については企業名を明記とございますが、工事業務以外の業務を担う者で、SPCから直接業務を受託する協力会社の企業名は明記する必要がないということでしょうか。また、明記を希望する場合、スキーム図等への記載を行ってもよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
157	企業名の扱いについて	8	第2	2	(1)	エ	構成員及び工事業務の実施を担う者については企業名を明記とありますが、設計業務の実施を担う協力会社の場合、資格審査において企業名が判然とすることになりますが、こうした企業名の取扱いはいかでしょうか。	協力会社については、落札者決定後に確認することを考えています。
158	代表企業の変更	8	第2	2	(1)	オ	「代表企業の変更は原則として認めない。…」とありますが、どのような場合に代表企業の変更が認められるのでしょうか。ご教示ください。	代表企業が応募者の構成員の資格を失った場合などを想定しています。
159	構成員の追加及び変更	8	第2	2	(1)	オ	構成員の変更及び追加を認めるやむを得ない事情とは、どのような事態を想定されていますか。	構成員が応募者の構成員の資格を失った場合などを想定しています。
160	競争参加資格	8	第2	2	(1)	オ	構成員の交代に関してですが、構成員が市から受ける指名停止措置は市が認めるやむを得ない事情として考慮していただくと理解してよろしいでしょうか。	指名停止措置が水道局が認めるやむを得ない事情に該当するとは限りません。
161	協力会社の変更及び追加	8	第2	2	(1)	オ	「応募者の構成員の変更及び追加は認めない」とありますが、協力会社の変更及び追加は認められるのでしょうか。	認められます。
162	「やむを得ない事情」の具体的内容	8	第2	2	(1)	オ	「やむを得ない事情があると認めた場合」とは具体的にどのような場合かを御明示ください。	(質問No. 159参照)
163	応募者の構成等	8	第2	2	(1)	オ	応募グループの協力会社は、応募時に企業名の明記が求められる「工事業務の実施を担う者」であっても、変更及び追加は認められるのでしょうか。	そのように考えています。
164	協力会社の変更	8	第2	2	(1)	オ	競争参加資格確認申請書の提出後であっても、協力会社については変更及び追加が可能であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	構成員の変更	8	第2	2	(1)	オ	構成員の変更及び追加を認めて頂ける、「やむを得ない事情」とは具体的にどのような事態を想定していますでしょうか。	(質問No. 159参照)
166	応募者の構成等	8	第2	2	(1)	オ	「代表企業の変更は原則として認めない。」ということは、例外なく認めないという意味と解釈すべきものでしょうか。即ち、一般構成員の場合の「やむを得ない事情」についても、代表企業に対しては一切考慮しないということでしょうか。	(質問No. 158参照)
167	応募者の構成等	8	第2	2	(1)	オ	協力会社については変更及び追加することは可能でしょうか。	(質問No. 161参照)
168	応募者の構成等	7	第2	2	(1)	カ	応募グループの協力会社は他の応募グループの協力会社になることは可能との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
169	協力会社について	8	第2	2	(1)	カ	協力会社については前々項「エ」の内容から、企業名の記載が不要と解釈できますので、他のグループにも参加可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	協力会社について	8	第2	2	(1)	カ	応募グループの協力会社は、他の応募グループの協力会社となることは可能と考えて良いですか。	ご理解のとおりです。
171	協力会社の重複応募	8	第2	2	(1)	カ	応募グループの協力会社は、他の応募グループの協力会社になることは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
172	応募者の構成等	8	第2	2	(1)	カ	構成員は他の応募グループの構成員又は協力会社になることはできないとありますが、例えば設計会社、建設会社及び維持管理会社などが協力会社として参加する場合には他の応募グループの協力会社としても参加できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	応募者の構成等	8	第2	2	(1)	カ	応募グループの協力会社は、他の応募グループの協力会社となっても良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	応募者の構成等	8	第2	2	(1)	カ	応募グループの協力会社は、応募時に企業名の明記が求められる「工事業務の実施を担う者」であっても、他の応募グループの協力会社となっても良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
175	応募者の構成等	8	第2	2	(1)	カ	膜ろ過装置の製造を行う者以外の者で、協力会社となった場合、他の応募者グループの協力企業となることも可能という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 なお、維持管理業務を担う者のうち、第三者委託を受託する企業（運転管理会社）については構成員である必要があることにご留意ください。	
176	応募者の構成等	8	第2	2	(1)	カ	協力会社の場合、他のグループの協力会社にもなれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
177	応募者の構成	8	第2	2	(1)	カ	応募者グループの協力企業は、他の応募者グループの協力企業となることができるのでしょうか。	ご理解のとおりです。	
178	応募者の構成等	8	第2	2	(1)	カ	協力会社については他のグループへ協力会社として参加することは可能でしょうか？	ご理解のとおりです。	
179	競争参加資格	8	第2	2	(1)	カ	構成員は他の応募者グループのメンバーになれないとの記述がありますが、協力会社は他の応募者グループの協力会社になれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
180	共通の資格要件	9	第2	2	(2)	ア	共通の資格要件は、構成員だけでなく、協力企業も全てを有する必要がありますでしょうか。	(質問No. 143参照)	
181	応募者の競争参加資格要件	8	第2	2	(2)	ア	本項の対象となるのは、応募企業、応募者グループの構成員、協力会社のすべてと考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 143参照)	
182	応募者の構成等	8	第2	2	(2)	ア	S P Cから直接、業務を請負うことを予定している者を「協力会社」、出資を予定している者を「構成員」とした場合、応募者の競争参加資格要件は、当然「構成員」「協力会社」は共通の資格要件に該当しますが、その構成員及び協力企業から部分的に業務を請負若しくは委託を受ける企業にも該当するのでしょうか。ご教示願います。	(質問No. 143参照) なお、構成員にも協力企業にも該当しない企業については、第2 2 (2) の資格要件の対象外です。	
183	共通の資格要件	8	第2	2	(2)	ア	(イ)	実施方針にご記載の各業務に該当しない業務を行う企業においては、横浜市の入札参加資格の「物品・委託等関係」に登録されていれば、営業種目・細目については問われないとの認識でよろしいでしょうか。	入札説明書等においてお示します。
184	指名停止措置	8	第2	2	(2)	ア	(イ)	「横浜市水道局一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱」に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていないものであること、との記述がありますが、これは市のホームページから検索できる「一般競争参加停止及び指名停止措置一覧」の企業リストと同じものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	「一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者」の範囲	8	第2	2	(2)	ア	(イ)	本項は応募グループの「構成員」及び「協力会社」の全ての者が「一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者」であることと解釈して良いですか？ 第2 2 (1) エで規定する「会社名を明記しないで応募する者」の扱いはどうするのですか？	(質問No. 143参照)
186	一般競争参加停止及び指名停止措置の基準日	8	第2	2	(2)	ア	(イ)	「一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない」とは、P. 10の(3)アにある「競争参加資格確認基準日」を基準に考えて良いですか？	(質問No. 143参照)
187	アドバイザー	8	第2	2	(2)	ア	(エ)	「本事業のアドバイザー業務に関わっている法人」とは、第8 9に示されている3者のみでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	応募者の構成等	9	第2	2	(2)	ア	(オ)	応募グループの組成にあたり、審査委員の所属する企業等であるかの判断が必要ですので、速やかに審査委員を公表していただけないでしょうか。	入札説明書等においてお示します。
189	共通の資格要件	9	第2	2	(2)	ア	(オ)	「審査員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社である者以外の者」とありますが、応募者グループの構成員を検討するに当たり必要となるため、審査員の公表していただけないでしょうか。	入札説明書等においてお示します。
190	資格要件 (審査員)	9	第2	2	(2)	ア	(オ)	資格要件として「審査員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社である者以外の者であること。」との記載がありますが、応募グループを早期に組成し、提案の検討を進めるという観点から、審査員の開示のスケジュールを早めて頂くことのご検討をして頂けないでしょうか。	入札説明書等においてお示します。
191	専任技術者要件	9	第2	2	(2)	イ		各業務の実施を担う者の資格要件として、専任技術者（主任または監理技術者）の資格、経験等の条件はないのでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
192	参加資格要件	9	第2	2	(2)	イ	(イ)	設計業務につき1社にて全ての資格要件を満たすことができない場合、複数社にて全ての要件を満たすことは可能でしょうか。	可能です。
193	工事業務の資格について	9	第2	2	(2)	イ	(イ)	設計、土木、建築、機械機器設置工事、電気工事、工事監理業務、維持管理業務のそれぞれについて、すべて構成員又は協力会社がS P Cから直接業務を請負う必要があるのでしょうか。	維持管理業務のうち第三者委託に係る業務（運転管理業務）については、構成員が当該業務を担う必要があります。それ以外の業務については、制限はありません。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
194	資格要件	9	第2	1	(2)	イ	(イ)	膜ろ過装置の製造を行う者がA社、工事業務の実施を担う者がB社及びC社の2社で、A社、B社、C社が以下のような場合は、資格要件を満たしているものと理解してよろしいでしょうか。 A社（水道施設工事：1,200未満、特定建設業の許可：有、膜ろ過装置の設置実績：日量1,000m3以上） B・C社（2社にて（ウ）工事業務の実施を担う者の資格要件は全て満足、ただし、B・C社とも（イ）膜ろ過装置の製造を行う者の資格要件は不満足）	ご理解のとおりです。
195	膜ろ過装置の設置実績の定義	9	第2	2	(2)	イ	(イ)	膜ろ過装置の設置実績は民間事業の実績及び海外の実績も含まれると考えて良いですか？	国内外を問いませんが、水道事業の実績を考えています。
196	応募者の競争参加資格	9	第2	2	(2)	イ	(イ)	a 膜ろ過装置の製造を行う者として、規定能力以上の装置の出荷実績は実績とはならないのでしょうか。	設置まで行っている場合を実績として考えています。
197	応募者の競争参加資格	9	第2	2	(2)	イ	(イ)	a 膜ろ過装置の製造を行う者としての実績は、日本国内に限るのでしょうか。	(質問No. 195参照)
198	応募者の競争参加資格	9	第2	2	(2)	イ	(イ)	a 膜ろ過装置の製造を行う者として、浄水用であれば膜の種類は問わないという理解でよろしいでしょうか。	水道事業を考えています。
199	設計業務を担う者の資格要件	9	第2	2	(2)	イ	(イ)	a 「日量1千m ³ 以上（公証能力）の浄水能力を有する膜ろ過装置の設置実績があること」とありますが、公共での実績や、水道分野での実績を求めるなどの指定はないものと考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 195参照)
200	膜ろ過装置の製造を行う者	9	第2	2	(2)	イ	(イ)	日量1千m ³ 以上（公称能力）の浄水能力を有する膜ろ過装置の設置実績について、水道法における国内の水道施設である必要はない（例えば、海外の浄水場や民間工場等も可）との理解でよろしいでしょうか？また、元請、下請の条件もないものとの理解でよろしいでしょうか？	前段は、質問No. 195をご参照ください。なお、民間工場は水道事業に当たらないため、実績として認められません。 後段は、元請としてください。
201	資格要件	9	第2	1	(2)	イ	(ウ)	工事業務の実施を担う者が以下のようなA社及びB社の2社の場合において、A社が配水池の建設工事を行うことは、資格要件上何ら問題ないとの理解でよろしいでしょうか。 A社（土木工事1式：1,200以上、建築工事1式：1,200以上、電気工事：1,100以上、機械機器設置工事：1,100未満、水道施設工事：1,200未満、各工事の特定建設業の許可：有、配水池の建設実績：10,000m3以上、ゼネコンを想定） B社（機械機器設置工事：1,100以上、水道施設工事：1,200以上、各工事の特定建設業の許可：有、配水池の建設実績：10,000m3未満、膜ろ過装置のメーカーを想定）	ご理解のとおりです。
202	工事業務の実施を担う者	9	第2	2	(2)	イ	(ウ)	a 「工事業務を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする」とは、例えば、機械器具設置工事を担う者が複数であった場合、そのうちの1社が機械器具設置工事の特定建設業の許可を受けていればよい、との理解でよろしいでしょうか？それとも工事業務の実施を担う全ての者のうち、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事、水道施設工事のどれかの特定建設業の許可を受けていればよいという意味でしょうか？	前段のとおりです。
203	建設業許可	9	第2	2	(2)	イ	(ウ)	a 特定建設業の許可は工事業務を担う者が複数である場合はそのうちの1者が満たせばよいとなっておりますが、複数者で工事業務を担う場合、1者がすべてを満たす必要はなく、いずれかの会社が許可を取得していれば問題なしと考えますが、よろしいでしょうか。 (ex. 建設会社が土木、建築を保有、設備会社が機械、電気、水道を保有しているような場合)	ご理解のとおりです。
204	膜ろ過装置の製造を行う者	9	第2	2	(2)	イ	(ウ)	本施設の規模では、膜ろ過が主系と回収系の二段で構成されることも考えられますが、膜ろ過装置の製造を担う者として、主系と回収系とで別の会社が担当するということは可能でしょうか？その場合、両者とも資格要件を満たし、構成員となる必要があるとの理解でよろしいでしょうか？	前段は、可能です。 後段は、ご理解のとおりです。
205	経営事項審査の基準日	9	第2	2	(2)	イ	(ウ)	c 『直前の経営事項審査』とは『競争参加資格確認基準日』を指すのでしょうか。	(質問No. 143参照) 構成員については、ご理解のとおりです。 協力会社については、今後お示しします。
206	工事区分	9	第2	2	(2)	イ	(ウ)	c 機械器具設置工事と水道施設工事の区分はどのようにお考えでしょうか。	膜ろ過装置を含む各種機械設備を設置する工事が機械器具設置工事、浄水施設や配水施設を築造する工事が水道施設工事と考えています。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答		
207	工事業務の資格について	9	第2	2	(2)	イ	(ウ)	c	工事業務の実施を担う者について、a、bの条件が満たされる場合において、土木一式、建築一式、機械機器設置工事、電気工事、水道施設工事のいずれかの経審点数が満たされれば、同点数を満たさない工種を含んだEPC契約者となることは可能でしょうか。(例えば、ある構成員が機械機器設置工事の経審点数を満たすが電気工事については満たさない場合において、当該構成員が電気工事も含んだ形でSPCから設備工事を請け負い、電気工事の経審点数を満たす企業に下請に出す場合など)	そのように考えています。
208	工事業務の実施を担う者	9	第2	2	(2)	イ	(ウ)	c	経営事項審査に係る客観的点数について、工事業務を担う者が複数である場合には、そのうちの1者が満たせばよいものとするがありますが、それぞれの工事を実際に実施する者はその工事の経営事項審査に係る客観的点数を満たしている者しか出来ないのでしょうか。	必ずしもそのとおりではありません。
209	工事業務の実施を担う者	9	第2	2	(2)	イ	(ウ)	c	工事業務を複数の者で実施する場合、例えばA社が土木・建築、B社が機械・水道、C社が電気の経審の点数を満たせばよいということですか？また、いずれの経審の点数も満たしていないD社が上記のグループの中で工事業務を実施することは可能という理解でよろしいでしょうか？	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
210	経営事項審査に係る客観的点数	9	第2	2	(2)	イ	(ウ)	c	「ただし、工事業務を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよい」とありますが、1者が全ての点数を満たすのではなく、応募グループ全体としてこれらの条件(点数)を満たせばよい、と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	工事業務の実施を担う者	9	第2	2	(2)	イ	(ウ)	c	「工事業務を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする」とは、例えば、機械器具設置工事を担う者が複数であった場合、そのうちの1社が機械器具設置工事の経営事項審査に係る客観的点数の要件を満たせばよい、との理解でよろしいでしょうか？それとも工事業務の実施を担う全ての者のうち、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事、水道施設工事のどれかで点数の要件を満たせばよいという意味でしょうか？	前段のとおりです。
212	工事業務の実施を担う者の資格要件	9	第2	2	(2)	イ	(ウ)	d	「貯留量1万㎡以上(公証能力)の規模を有する配水池の建設実績を有すること」とありますが、1浄水場内の複数の配水池を一度に建設した場合、その合計値が1万㎡であれば資格要件を満たすこととなりますでしょうか。	1つの配水池で貯留量1万㎡以上の実績を有していることが必要です。
213	共同企業体(JV)	9	第2	2	(2)	イ	(ウ)		特定建設共同企業体(特定JV)は、共同企業体の構成員が(ウ)の資格要件を満足していれば、「工事業務の実施を担う者」として認められるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
214	業務の実施を担う者の資格要件	10	第2	2	(2)	イ	(エ)		工事監理業務の実施を担う者の資格要件は、「(ア)設計業務の実施を担う者に求める要件と同等のもの」とありますが、(ア)のa～cの資格要件を全て満たす必要がありますでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	維持管理業務の実施を担う者の資格要件	10	第2	2	(2)	イ	(オ)	a	「営業種目として委託関係の営業種目で登録を認められている者」とありますが、ご指定に該当する営業種目及び細目を教示ください。	入札説明書等において示します。
216	応募者の競争参加資格要件	10	第2	2	(2)	イ	(オ)	a b c	維持管理を複数のグループで行う場合は、そのうちの1者が記述されている3項目の資格を有していれば良いという解釈でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
217	維持管理業者の受託実績について	10	第2	2	(2)	イ	(オ)		P.5の留意事項において、「第三者委託への対応」と記載があります。横浜市民が安心して水を使えるためにも、維持管理業者の第三者委託の受託実績を運転管理実績で問うべきかと思いますが、いかがでしょうか？	第三者委託を受託する企業に関する要件として、SPCの構成員であり、かつ、運転管理会社であることを考えています。受託実績としては、第22(2)イ(オ)bに記載のとおり、運転管理実績を求めています。
218	運転管理実績の定義	10	第2	2	(2)	イ	(オ)	b	運転管理実績の定義について具体的に御明示ください。例えば、無人で運転管理をしているような場合も運転管理実績に入るのですか？	水道事業として行っている施設であれば、有人・無人を問いません。
219	維持管理業務	10	第2	2	(2)	イ	(オ)	b	資格要件中の『膜ろ過装置の運転管理実績』について具体的にはどのような業務内容を指すのでしょうか。	(質問No.218参照)
220	維持管理業務の実施を担う者	10	第2	2	(2)	イ	(オ)	b	膜ろ過装置の運転管理について、月1回の膜ろ過施設の定期点検を委託されている場合も実績に入るのでしょうか？	日常の連続した運転管理実績を考えています。
221	維持管理業務の実施を担う者の資格要件	10	第2	2	(2)	イ	(オ)	b	「日量1千㎡以上(公証能力)の浄水能力を有する膜ろ過装置の運転実績があること」とありますが、試運転や、下請けの実績は含まないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答		
222	膜ろ過装置の運転管理実績	10	第2	2	(2)	イ	(イ)	b	(プラント・工場等の)海水淡水化施設又は純水製造装置の逆浸透膜装置(公称処理能力:日量1千m ³ 以上)の運転管理実績があれば、「浄水能力を有する膜ろ過装置の運転管理実績を有する」とする資格要件を満たしていると理解してよろしいでしょうか。	水道水としての施設であれば運転実績として認められます。
223	膜ろ過装置の運転管理実績	10	第2	2	(2)	イ	(イ)	b	(プラント・工場等の)排水処理施設の膜ろ過装置(公称処理能力:日量1千m ³ 以上)の運転管理実績があれば、「浄水能力を有する膜ろ過装置の運転管理実績を有する」とする資格要件を満たしていると理解してよろしいでしょうか。	排水処理施設の膜ろ過装置については、実績として認めません。
224	維持管理業務	10	第2	2	(2)	イ	(イ)	c	資格要件中の膜の洗浄について、『オンサイト洗浄の実績を有する』とありますが、『オンサイト』であれば『オフライン洗浄』でも実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	そのように考えています。
225	オンサイト洗浄の実績	10	第2	2	(2)	イ	(イ)	c	(プラント・工場等の)排水処理施設の膜ろ過装置のオンサイト洗浄実績があれば、「オンサイト洗浄の実績を有している」とする資格要件を満たしているものと理解してよろしいでしょうか。	(質問No. 223参照)
226	維持管理業務	10	第2	2	(2)	イ	(イ)	c	資格要件中の膜の洗浄について、『オンサイト洗浄の実績を有する』とありますが、対象となる原水種類、膜種類、導入施設種類については問わないという理解でよろしいでしょうか。	水道水としての施設であれば実績として認められます。
227	維持管理業務の実施を担う者の資格要件	10	第2	2	(2)	イ	(イ)	e	「膜の洗浄について、オンサイト洗浄の実績を有していること」とありますが、試運転や、下請けの実績は含まないと考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 221参照)
228	応募者の競争参加資格要件	10	第2	2	(2)	イ	(イ)		膜ろ過装置の運転管理実績は日本国内のみならず、海外の実績でも認められますか。	認められます。
229	応募者の構成等	10	第2	2	(3)	イ			競争参加資格が問われるのは、応募企業及び応募グループの構成員であって、協力会社は対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 143参照)
230	参加資格確認	10	第2	2	(3)	イ			当該期間中に参加資格を欠くに至った場合でも市の認めるやむを得ない理由があり、そして参加資格のある会社と変更が認められた場合は、当該応募者グループは入札に参加出来る、と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	競争参加資格確認基準日	10	第2	2	(3)	イ			協力企業が競争参加資格を欠くに至った場合は、その協力企業を変更することなく入札に参加できるという理解でよろしいでしょうか。また、落札した場合、SPCよりその協力企業に発注することになりますが、よろしいでしょうか。	(質問No. 143参照) 協力会社が、確認時点において競争参加資格要件を欠いていた場合は、SPCは当該協力会社に発注することはできません。
232	協力会社の欠格	10	第2	2	(3)	イ ウ			協力会社が競争参加資格を欠くに至った場合には、応募者グループは入札に参加でき、かつ審査対象から除外されないと理解してよろしいでしょうか。	(質問No. 143参照) ご理解のとおりです。
233	競争参加資格確認基準日	10	第2	2	(3)	イ ウ			「応募企業または、応募者グループの構成員が競争参加資格を欠くに至った場合、当該応募企業または応募者グループは入札に参加することができない。」について、工事業務の実施を担う者も含め、協力会社は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 143参照) ご理解のとおりです。
234	競争参加資格確認基準日について	10	第2	2	(3)	イ ウ			イの事項では、「競争参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、」、ウの事項では、「開札日の翌日から落札者決定日までの間、」とありますが、4(1)の事業者選定スケジュールをみると、「11月下旬 開札(落札者の決定)」とあります。そこで、上記イの事項は、「競争参加資格確認基準日の翌日から入札書類の提出までの間、」、ウの事項は、「入札書類の提出日の翌日から開札(落札者決定)日までの間、」という理解をしてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。本項目の記載を修正します。
235	競争参加資格を欠くに至った場合	10	第2	2	(3)	ウ			「ウ 開札日の翌日から落札決定日までの間、応募企業または、応募グループの構成員が・・・」とありますが、11頁のスケジュール概要の表で「11月下旬:開札(落札者の決定)」となっており、開札日=落札決定日ではないのでしょうか。	(質問No. 234参照)
236	除外対象の確認	10	第2	2	(3)	ウ			競争参加資格を欠く事態が協力会社で起こった場合は除外されないと解釈して良いですか。	(質問No. 143参照) ご理解のとおりです。
237	参加資格確認	10	第2	2	(3)	ウ			当該期間中に参加資格を欠くに至った場合でも市の認めるやむを得ない理由があり、そして参加資格のある会社と変更が認められた場合は、当該応募者グループは落札者決定のための審査対象から除外されない、と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
238	競争参加資格確認基準日	10	第2	2	(3)	ウ	協力企業が競争参加資格を欠くに至った場合は、その協力企業を変更することなく入札に参加できるという理解でよろしいでしょうか？また、落札した場合、SPCよりその協力企業に発注することになりますが、よろしいでしょうか？	(質問No. 231参照)
239	競争参加資格確認基準日	10	第2	2	(3)		イ、ウに、「資格確認基準日の翌日から開札日の間に参加資格を欠くに至った場合、…入札に参加できない。」「開札日の翌日から落札者決定日までの間に参加資格を欠くに至った場合、…審査対象から除外する」とありますが、議会承認までの間はどのようなのでしょうか。また、議会承認が必要ないとすれば、事業契約締結までの間はどのようなのでしょうか。	第3 1 (3)に記載のとおり、落札者決定日から事業契約の締結日までの間に、落札者の構成員が競争参加資格を欠くに至った場合、水道局は事業者と事業契約を締結しない場合があります。
240	契約保証金	10	第2	3			契約保証金についてはどのようにお考えですか。	入札説明書等においてお示しします。
241	開札日の解釈	11	第2	4	(1)		「開札(落札者の決定)」と記載がありますが、「P.10の(3)のウ」では開札日と落札者決定日とは別日と記載があります。別日と考えて良いですか？	(質問No. 234参照)
242	実施方針に関する説明会等	12	第2	4	(2)		実施方針に関する説明会の参加企業名は公表頂けるのでしょうか。	公表する予定はありません。
243	基本協定の締結	14	第3	1	(1)		貴市との基本協定の締結の当事者は「代表企業のみ」「代表企業を含む構成員のみ」「代表企業を含む構成員及び協力企業」の誰が想定されているのでしょうか。	「代表企業を含む構成員のみ」を想定しています。
244	競争参加資格を欠く場合	14	第3	1	(1)	(3)	落札者の「協力会社」が競争参加資格を欠くに至った場合は、水道局は事業者と基本協定及び事業契約を締結すると解釈して良いですか？	(質問No. 143参照) 協力会社が競争参加資格を欠くに至った場合は、協力会社を変更の上、事業契約を締結することを考えています。
245	協力会社の欠格	14	第3	1	(1)		協力会社が競争参加資格を欠くに至った場合には、落札者と基本協定を締結すると理解してよろしいでしょうか。	(質問No. 244参照)
246	競争参加資格を欠くに至った場合	14	第3	1	(1)	(3)	「水道局は落札者と基本協定(あるいは事業契約)を締結しない場合がある。」とありますが、締結しない場合は、どのような事由で参加資格を欠くに至ったケースを想定されているのでしょうか。また、対象期間は「落札者決定～基本協定締結～事業契約締結」という理解でよろしいでしょうか。	前段は、例えば構成員が応募者の構成員の資格を失った場合等が考えられます。後段は、構成員については、ご理解のとおりです。協力会社については、落札者決定後に資格審査を考慮しており、その資格審査日から事業契約締結までの間において、競争参加資格を有している必要があります。
247	基本協定の締結	14	第3	1	(1)		落札決定日の翌日から基本協定の締結日までの間、落札者の構成員が競争参加資格を欠くに至った場合、水道局は落札者と基本協定を「締結しない場合がある」とありますが、これは「締結する場合もある」ということですか。また、「締結する場合もある」はどのような場合ですか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、個別具体的な事情に基づき判断されることとなります。
248	基本協定の締結	14	第3	1	(1)		落札者決定の翌日～基本協定締結までの間に競争参加資格を欠くに至った場合において基本協定を締結しない場合は具体的にどのようなことを想定されていますでしょうか。また、その場合、入札にかかった費用は発生者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	前段は、質問No. 246をご参照ください。後段は、水道局、応募者の双方が各々にかかった費用を負担することとなります。
249	事業契約の締結	14	第3	1	(1)		基本協定締結～事業契約締結までの間に競争参加資格を欠くに至った場合において事業契約を締結しない場合は具体的にどのようなことを想定されていますでしょうか。また、その場合、入札・契約交渉などにかかった費用は発生者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	前段は、構成員が応募者の構成員の資格を失った場合等が考えられます。後段は、水道局、応募者の双方が各々にかかった費用を負担することとなります。
250	基本協定の締結	14	第3	1	(1)		落札者の構成員が競争参加資格を欠くことに至った場合、水道局は落札者と基本協定を締結しない場合があるとの記述がありますが、この場合、事業者へのペナルティー(違約金)は課されるのでしょうか。	現時点では、違約金を課すことは想定していません。
251	基本協定の締結	14	第3	1	(1)		基本協定書には「落札者の責めに帰すべき事由により事業契約締結に至らなかった場合、落差者に違約金を請求する。」との趣旨の規定は設定されるのでしょうか。PFI事業の中で、同趣旨の規定が設定される例が稀にありますが、いわゆる指名停止リスクが(本事業とは関係のないところで)顕在化した場合、落札者が当該違約金を負担する前提ですと、応募グループが入札を躊躇することが想定されます。当該違約金の設定は検討されているのでしょうか。	現時点では、違約金を課すことは想定していません。
252	SPCの設立地	14	第3	1	(2)		SPC(株式会社)の設立地は横浜市内に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
253	SPCの設立	14	第3	1	(2)		事業者の議決権処分(譲渡)の事前承諾について、承諾の基準はあるのでしょうか。	一律の基準はなく、個別具体的な事情に応じて判断されることとなります。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
254	協力会社の欠格	14	第3	1	(3)		協力会社が競争参加資格を欠くに至った場合には、落札者と事業契約を締結すると理解してよろしいでしょうか。	(質問No. 244参照)
255	事業契約について	14	第3	1	(3)		「事業契約を締結しない場合がある」とは具体的にどのような場合なのか明記願います。	(質問No. 249参照)
256	事業契約の締結	14	第3	1	(3)		貴市水道局様とSPCとの事業契約締結は「仮契約を締結し、議会承認を持って本契約とする」という手続きは不要であり、協議が整えば、即、本契約の締結（つまり議会承認は不要）となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
257	事業契約の締結	14	第3	1	(3)		落札決定日の翌日から基本協定の締結日までの間、落札者の構成員が競争参加資格を欠くに至った場合、水道局は落札者と事業契約を「締結しない場合がある」とありますが、これは「締結する場合もある」ということですか。また、「締結する場合もある」はどのような場合ですか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、個別具体的な事情に基づき判断されることとなります。
258	事業契約の締結	14	第3	1	(3)		落札者の構成員が競争参加資格を欠くことになった場合、水道局は落札者と事業契約を締結しない場合があるとの記述がありますが、この場合、事業者へのペナルティー（違約金）は課されるのでしょうか。	(質問No. 251参照)
259	事業契約の締結	14	第3	1	(3)		詳細については、入札公告時に開示されます事業契約案に記載されることになるとと思いますが、いわゆる事業者の責めに帰すべき事由により事業契約が解除になった場合の貴市の請求される違約金はどのような算出基準によって計算されることを想定されているか、ご教示いただけないでしょうか。本事業は、大型の資金調達が必要な事業であり、確実なファイナンスストラクチャーを構築し、金融機関との協議を早期に開始する必要があるためお聞きするものです。	(質問No. 251参照)
260	既存施設のリスク分担	14	第3	2	(2)		第1段階既設撤去工事で1号配水池、2号配水池を使用できなくなりますが、そのことによる施設運営上のリスクは水道局殿が負担するものと考えて良いのでしょうか。	第1段階の1・2号配水池がなくなることによる施設運営上のリスクは水道局の負担ですが、1・2号配水池撤去工事が既存施設に何らかの影響を与えた場合はこの限りではありません。
261	浄水水質検査	15	第3	3			浄水水質の水質目標を確保を基本とすることになっていますが、水道法で義務付けられている水質検査は横浜市殿所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書においてお示しします。
262	設計・工事段階	15	第3	4	(1)	ア	「水道局の定める要求水準」とは、今回の川井浄水場再整備事業における業務要求水準書のことであるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
263	モニタリングの内容	15	第3	4	(1)	ア	「水道局は、事業者が行う設計業務及び工事業務等が、水道局の定める要求水準に適合するものであるかの確認を行う」となっていますが、ここで言う「水道局が定める要求水準」とは、公表された、若しくは提案者が提出した提案書の範囲内と解釈してよろしいでしょうか。 上記の解釈が明確にされない場合、以下の不合理が生じる恐れがあります。 「ある企業の提案は、横浜市水道局及び水道施設について豊富な経験を踏まえた内容であったが、提案金額が高額であった。一方の企業の提案は、PFIの経験が豊富で提案書の表現力が豊かであったが、水道施設に対する経験が豊富であるとは言えず、提案金額は若干安価であった。 ここで、「水道局の定める要求水準」が、公表された、もしくは提案者が提出した提案書の範囲内に限定されず、拡大解釈された場合、取り合えず安価な提案で優先交渉権を獲得し、水道局殿の指摘を受けてから設計業務及び工事業務等を修正する提案企業は、提案にかかるコストを抑える事ができる。また指摘する水道局殿は、他の提案者の優秀な提案内容を知った上で、優先交渉権者に指摘を行うことができる」 以上から、「水道局の定める要求水準」とは、公表された要求水準書及び提案者が提出した提案内容の範囲であることを、定義等で明確とさせていただくことは可能でしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
264	モニタリング	15	第3	4	(1)	ア	工事監理をモニタリングと解釈してよろしいでしょうか。	設計・工事段階におけるモニタリングは、水道局が、事業者が行う設計業務、工事業務等が水道局の定める要求水準に適合するものであるかの確認を行うものです。したがって、工事監理が即ちモニタリングを意味するものではありません。
265	設計・工事段階のモニタリング	15	第3	4	(1)	ア	「なお、事業者は、工事業務に当たっては建築基準法に規定される工事監理者を定め、工事監理を行う…」とありますが、土木工事の方の工事監理者も、建築基準法に規定される工事監理者でなければならないのでしょうか。	建築基準法に規定される工事監理者である必要はありません。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
266	モニタリングの内容	15	第3	4	(1)	ア	工事監理者を定め、工事監理を行うとの記述がありますが、常駐・非常駐のどちらでしょうか。	常駐とします。
267	モニタリング内容維持管理の水準	15	第3	4	(1)	イ	水道局の定める水準とは、水道局様内部で運用している基準がございますでしょうか。また、その基準は開示されると考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書においてお示しします。
268	サービス対価の減額	15	第3	4	(1)	イ	「維持管理業務の未達成の度合いに応じてサービスの対価の減額等を行う」とありますが、減額の対象となるのは当該業務に関するサービスの対価と考えてよろしいでしょうか。例えば、P.34 別紙4(2)維持管理費における、施設保守費、サービス業務費、保安業務費、その他の費用などにおいて、サービス対価の減額は、減額対象となった業務のサービス対価に限定されると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等においてお示しします。
269	モニタリングの内容（財務状況の確認）	15	第3	4	(1)	イ	イ 維持管理段階の説明の第3文に「事業者は融資契約に基づき融資団に対して随時提出される事業者の財務諸表について、これを同時に水道局にも提出することを要し・・・」との記載がありますが、財務諸表の貴市水道局様への提出義務は、融資契約の同趣旨の規定に沿うという理解でよろしいのでしょうか。融資契約とは運動せず「毎年度、監査済みの決算書を市水道局へ提出のこと」等の規定の方が、事業契約の内容がSPCの締結する契約（含：融資契約）の前提となるPFI事業においてはより適切ではないかとの思いから質問するものです。	ご指摘を踏まえ、毎年度、監査済みの決算書を水道局へ提出するものとなりますが、融資契約においてそれ以上の頻度の財務諸表提出義務が定められる場合には、当該財務諸表についても提出を求めるものとします。
270	維持管理段階のモニタリング	15	第3	4	(1)	イ	「…事業者の財務状況についても確認する。」とありますが、確認しようと考えておられる財務状況の具体的な内容は何でしょうか。	今後、検討します。
271	モニタリングの費用負担について	15	第3	4	(2)		水質目標を確保するためのモニタリングに必要な設備（水質検査機器等）は事業者の負担により設置することになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
272	対価の支払について	16	第3	5			施設整備費のうち、補助金で賄われるものを除く金額については平成46年3月までの分割払いと考えて良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、詳細は、別紙3をご覧ください。
273	敷地面積について	17	第4	1	(2)		建築の確認申請に用いる敷地面積は全体面積が対象であり、建築基準法に基づく敷地分割は不要と考えていますが、如何でしょうか。	ご理解のとおりです。
274	都市計画による制限	17	第4	1	(3)	ア (エ) (ウ)	建ぺい率、容積率は敷地面積（69,820㎡）に対して考えれば良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
275	施設の規模設計水位	17	第4	2			道志川水系の原水は西谷浄水場へも導水されていますが、場内のルートはどうなっていますか？事業開始後も西谷浄水場への導水は必要ですか？	道志川水系の原水は、事業開始後は西谷浄水場へ導水しません。なお、場内地下埋設物の情報を開示します。
276	施設の規模水源	17	第4	2			道志川水源においてカビ臭の発生はありますか？	年によっては発生はあります。
277	着水井の高さと規制について	17	第4	2			位置エネルギーを有効利用することですが、ポンプ設置の有無は評価対象となるのでしょうか。	現在、検討中です。
278	設計水位	17	第4	2			到達水位によりランニングコストが変わるので、維持管理期間内の、水位の想定値を提示願います。	業務要求水準書においてお示しします。
279	施設の規模	17	第4	2			設計水位 +99mとありますが、これが、P.2 第1 1 (4) 事業目的にある「導水水压の有効利用」できる圧力と考えてよろしいでしょうか。また、この水位は、自由水面（着水井）でしょうか、それとも配管内の静水压でしょうか。	設計水位は、業務要求水準書においてお示しします。
280	施設の規模設計水位	17	第4	2			99.0mの水頭が膜ろ過に利用可能という意味ですか？	(質問No. 279参照)
281	施設の規模設計水位	17	第4	2			99.0mの水頭を膜ろ過に利用した場合、現状より導水管に圧力がかかるようになるかと思いますが、これによる導水管の損傷、劣化は水道局側のリスクと考えてよろしいですか？	ご理解のとおりです。
282	施設の規模新設配水池	17	第4	2			「H. W. L +90.5m」とありますが、「+90.5m」は何を意味しますか？	TP表示による標高を示しています。
283	設計水位	17	第4	2			設計到達水位が運用開始後+99.0mまで低下するとございますが、どのような場合を想定しておりますでしょうか。また、その継続期間はどの程度でしょうか。	(質問No. 279参照)
284	施設の規模設計水位	17	第4	2			導水管は1条ですか？	ご理解のとおりです。
285	施設の規模	17	第4	2			新設配水池の要求事項は、有効容量を満たすことであり、形状等については事業者提案に委ねると考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書においてお示しします。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
286	新設管理棟	17	第4	2			「中央管理室（処理施設の運転管理室）」とありますが、中央監視の対象となる処理施設とは、P.4 用語の定義における「浄水場施設」と読み替えてよろしいでしょうか。「処理施設」の範囲を明示ください。	範囲は、業務要求水準書においてお示しします。
287	新設管理棟	17	第4	2			「中央管理室（処理施設の運転管理室）」の監視の対象は本事業で新設する範囲のみで、撤去する設備や、事業範囲外の設備は監視の対象外と考えておりますが、よろしいでしょうか。	範囲は、業務要求水準書においてお示しします。
288	新設管理棟	17	第4	2			「中央管理室（処理施設の運転管理室）」の監視設備と、既設の監視設備との間での信号のやり取りは不要でしょうか？必要な場合、既設の監視設備の改造は事業範囲外と考えよろしいでしょうか。	範囲は、業務要求水準書においてお示しします。
289	施設の規模	17	第4	2			新設管理棟に計算機室を設置する計画ですが既設管理棟の計算機との取り合いはどのようにお考えか明示ください。	業務要求水準書においてお示しします。
290	新設管理棟	17	第4	2			新設管理棟に「電気室」との記載がございますが、別棟としてもよろしいでしょうか。	業務要求水準書においてお示しします。
291	新設管理棟について	17	第4	2			民間事業者用管理棟には膜ろ過装置の管理に必要な水質検査室は設置されないのでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
292	施設の規模 排水処理施設	17	第4	2			「浄水処理で発生する排水及び排泥・脱水処理に必要な施設等」とありますが、既存の送泥設備を活用できることを事業者が確認できる場合には、西谷浄水場との連携を選択できるでしょうか。	西谷浄水場の施設を用いることは不可と考えています。
293	施設の規模	17	第4	2			排水（薬品洗浄廃液や完全クロードでない場合の脱水ろ液など）の放流先は河川でしょうか、もしくは下水道放流でしょうか。	業務要求水準書においてお示しします。
294	排水処理施設について	17	第4	2			本事業において新設すべき排水処理施設は、「排水及び排泥・脱水処理」の工程を含むことが必須の条件となりますでしょうか、ご教示ください。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
295	施設の規模	17	第4	2			「脱水処理に必要な施設等」には脱水装置も含むとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
296	既設計装・電気設備との連携要否	17	第4	2			民間事業者用管理棟内に電気室、中央監視室を設置することになっておりますが、既設管理棟内の計装設備および受電設備等は撤去対象施設に含まれておりません。既存施設（計装・受電設備）と新設施設（電気室・中央監視室）との間の連携の要否（連携が必要な場合にはその具体的な内容）について、お示し願います。	業務要求水準書においてお示しします。
297	施設の規模	17	第4	2			新設管理棟の高圧電気室に変電設備を設置する計画と思われませんが、既設の変電設備も継続使用するものと解釈しており、新旧2箇所での運用と考えてよろしいですか。	既設の変電設備は、事業者業務の対象範囲外となります。
298	施設の規模	17	第4	2			新設管理棟等における汚水・雑排水の処理に関して事業者が整備すべき範囲は、既存の系統（汚水・雑排水系の排水枡等）への接続までとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、処理費用についても事業者の負担となります。
299	変電設備（民間事業者側）	17	第4	2			変電設備の後に、民間事業者側がカッコ書きで示されていますが、どういう意味なのでしょう。	既設の変電設備は水道局が使用するためです。
300	電機計装設備	17	第4	2			「受電設備（民間事業者側）」はどこから受電するのでしょうか。新規に別途電力会社から受電するのか、浄水場内の配電盤からの受電となるのか明示ください。また、既設から受電する場合は既設配電盤の改造は、本事業の範囲外とするものとしてよろしいでしょうか。	新規受電を事業者が行ってください。
301	電機計装設備	17	第4	2			「自家発電設備」の対象となる負荷の範囲は、本事業で新設する範囲のみで、撤去する設備や、事業範囲外の設備は負荷の対象外と考えておりますが、よろしいでしょうか。	そのように考えています。
302	仮設用地	18	第4	3			「事業者は…水道局の許可を得て、土地を無償で使用できる…」とありますが、川井浄水場の敷地の一部を、浄水場整備業務（新設・撤去）の実施に際して必要となる（工事用の）仮設用地として、無償で使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	そのように考えています。
303	土地の使用に関する事項	18	第4	3			土地を無償使用することにつき、使用貸借契約等を締結するのでしょうか。	使用許可書の提出を考えています。
304	土地の使用に関する事項	18	第4	3			土地を無償で使用できることのほか、試運転に係る水道や電気についても横浜市殿から無償で提供して頂けるのでしょうか。	試運転に伴う水道は、水道局が無償で提供します。電気については、事業者で調達してください。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
305	土地の使用に関する事項	18	第4	3			「本事業の実施に必要な範囲において水道局の許可を得て、事業者が無償で土地を使用できる範囲」とは、あくまでも川井浄水場の再整備の範囲と考えますが、将来、膜技術が向上し、その膜を採用するための実証実験等も含まれると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	別途協議となります。
306	土地の使用に関する事項	18	第4	3			土地の利用形態（建物は建築不可等）または範囲に制限がありますか。また、有効な利用提案ができた場合の評価点はありますか。	前段については、業務要求水準書においてお示しします。 後段については、現在検討中です。
307	施設の整備要件等	18	第4	4			民間事業者管理棟についての建物概要及び各諸室等の必要延床面積をご教示ください。	業務要求水準書においてお示しします。
308	施設の整備要件等	18	第4	4			浄水場施設の要件等の詳細については業務水準書にて示されることですが、場内の配線及び配管の布設状況を把握できる資料も示されますでしょうか。	入札説明書等においてお示しします。
309	施設の整備要件等	18	第4	4			浄水場施設の要件等の詳細については業務水準書にて示されることですが、特に第一段階（新設施設建設時）において横浜市殿にて想定している水運用方案（処理フロー）についても示されますでしょうか。	現時点では、その予定はありません。
310	融資団と水道局との協議	20	第6	3			『水道局は、事業者に資金供給を行う融資団と協議を行い、直接協定を締結することがある』とありますが、具体的にどのような協定締結をお考えでしょうか。ご教示ください。	事業契約の解約、融資団による担保権の実行等の場面における、水道局と融資団との利害調整に関する事項その他の事項が定められることが想定されます。
311	融資団と水道局との協議	20	第6	3			「水道局は、事業者に資金供給を行う融資団と協議を行い、直接協定を締結することがある。」とありますが、PFI事業における資金調達手段としてはプロジェクトファイナンスという融資手法が一般的であり、この場合、直接協定が締結されないと融資契約が成立せず資金調達が不可能となることが考えられます。従いまして、「直接協定を締結することがある」とは、「融資団（または融資企業）から求められない場合や融資スキーム上直接協定が必要でない場合は直接協定を締結しないこともあるが、水道局または融資団（融資企業）が必要と考えた場合は直接協定を締結する。」と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
312	直接協定を締結することがある	20	第6	3			「することがある」とした意図をお示しいただけないでしょうか。	（質問No. 311参照）
313	融資団と水道局との協議	20	第6	3			別紙2「リスク分担表」No. 22（P. 27）では、資金調達リスクは事業者負担とされています。一方、本項では「水道局は、事業者に資金供給を行う融資団と協議を行い、直接協定を締結することがある」とあります。これは、事業者が調達リスクを負う融資について、水道局殿が、事業者がコントロールできない条件（もしくは事業者の利益と相反する条件）を融資団と結ぶ可能性もある、と読み取れます。その場合、事業者は予見できない（もしくは一方的な）資金調達リスクを負わされることになり、かかる結果は非常に不合理なものと考えます。本項でいう「水道局殿が融資団と行う協議」および「直接協定」はどのような内容を想定されていますでしょうか。御教示ください。	（質問No. 310参照）
314	法制上及び税制上の措置	21	第7	1			事業者による水道局所有財産の無償使用の具体的な内容を開示ください。	工事中においては、運用に支障のない程度での資機材等の仮置き場を想定しています。また、情報端末設備等も考えられます。
315	国庫補助について	21	第7	2			第2段階既設撤去工事も国庫補助の支給対象となるのでしょうか。国庫補助の対象工事の範囲を明記願います。	国庫補助金に関する詳細は、入札説明書等においてお示しします。
316	対象補助範囲	21	第7	2			「補助金」の交付対象範囲として、何を想定されていますでしょうか。	（質問No. 315参照）
317	補助金	21	第7	2			補助金の対象施設及び補助比率をご教示ください。	（質問No. 315参照）
318	国庫補助金の支給	21	第7	2			「本事業は国庫補助金の対象となる補助事業である」とありますが、その補助制度名と補助率を教えてください。	（質問No. 315参照）
319	財政上及び金融上の支援に関する事項	21	第7	2			国庫補助金の具体的な内容（金額、比率、支払方法・スケジュール等）をご教示ください。	（質問No. 315参照）

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
320	補助金について	21	第7	2			「なお、本事業は、補助金の交付の対象となる補助事業であり…」とありますが、 ① 補助金の対象施設と対象範囲、および補助金の算定方式をご教示ください。 ② 補助金は工事期間中、予定出来高に応じて毎年度交付されるのでしょうか。 ③ 提案書提出時点で補助金支給額を確定させることができるのでしょうか。支給額がその後大幅に変わって金融機関からの借入金額が変動すると、入札時での借入条件で調達できなくなる可能性があるためです。	(質問No. 315参照)
321	国庫補助について	21	第7	2			国庫補助支給の決定時期、交付時期はそれぞれ何時になるのでしょうか。また、補助金の支給額は工事費の何割なのでしょうか。本件は工事スケジュールが長く、ファイナンスの組成条件に関係しますので、明記願います。	(質問No. 315参照)
322	国庫補助について	21	第7	2			国庫補助金を受けられない場合、本事業は中止となるのでしょうか。その場合、優先交渉権者又は既に着工した事業者への保証はどうなるのでしょうか。また、中止とならない場合、不足する資金の調達についてはどうなるのでしょうか。融資条件に与える影響が大きいので明記願います。	(質問No. 315参照)
323	財政上及び金融上の支援に関する事項	21	第7	2			国庫補助金の導入時期及び概算額につきご教示いただきたいと思います。	(質問No. 315参照)
324	財政上及び金融上の支援に関する事項	21	第7	2			国庫補助金の支給の可否は、いつ決まるのでしょうか。また、施設整備費のうちどの程度の割合を想定されておられますでしょうか。資金調達の計画に影響がありますので、ご教示くださるようお願いいたします。	(質問No. 315参照)
325	補助金の交付について	21	第7	2			国庫補助金の支給額と支給時期は、事業契約締結までに確定するのでしょうか。金融機関との融資契約において融資限度額及び融資実行日を規定する必要がありますのでご教示ください。	(質問No. 315参照)
326	補助金	21	第7	2			維持管理開始前に補助金の対象施設が完成した場合、水道局様の出来高検査を受検後、貴市へトランスファーし、対応する補助金対象額がSPCへ支払われるものと考えますが、よろしいでしょうか。	(質問No. 315参照)
327	補助金の交付	21	第7	2			なお書きとして「本事業は補助金の交付の対象となる補助事業であり・・・支給が確定した場合には、これを事業者が負担する設備整備費の一部に充当する。」との記載がありますが、① 補助金が交付される場合には、設備整備費のいわゆる割賦払いの頭金として当初に一時払い（つまり分割ではなく）されるとの理解でよろしいでしょうか。② その場合、受給者は貴市水道局様、SPCのどちらになるのでしょうか。③ 交付の有無、額はいつ確定するのでしょうか。提案段階において確定されませんと、ファイナンスストラクチャーに大きな影響がでますので、ご質問するものです。	(質問No. 315参照)
328	許認可等について	21	第7	3			事業者が事業実施に必要な許認可等とありますが、具体的にはどのような内容かご教示ください。（水道事業変更認可？、運営段階の資格？）	(質問No. 105参照) なお、水道事業変更認可については水道局が行います。
329	債務負担行為額	22	第8	1			債務負担行為額または予定価格は公表されますでしょうか。また、予定価格に下限の設定はありませんでしょうか。	(質問No. 118参照)
330	債務負担行為	22	第8	1			債務負担行為の限度額あるいは入札上限価格は公表されるのでしょうか。	(質問No. 118参照)
331	債務負担行為	22	第8	1			債務負担行為額または、予定価格は入札公告時等に開示されるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 118参照)
332	入札の中止等	22	第8	4			1つの応募者しか応募しなかった場合、または他の応募者が開札日までの間に競争参加資格を欠くに至り、結果的に1つの応募者しか入札に参加することができなくなった場合でも選定は行われるのでしょうか？	そのように考えています。
333	落札者を選定しない場合	22	第8	5			応募者あるいは審査対象が1グループとなった場合、競争性確保の観点から入札を取り止めることはございますか。また、その他入札中止となる場合がございますら具体的にご教示ください。	(質問No. 332参照)
334	公民協働事業応募促進報奨金	22	第8	6			報奨金の額は300万円と考えてよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
335	著作権	22	第8	7	(1)		「水道局は、本事業の公表及びその他水道局が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者選定結果の公表に必要な範囲で落札者以外の提案書の一部を無償で使用できるものとする」とありますが、著作権の無償使用の範囲は、本事業の遂行に合理的に必要なと考えられる範囲に限定されているものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
336	著作権	22	第8	7	(1)		水道局は必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、落札者以外の提案書の一部を無償で使用できるとございますが、提案書には著作権および各社のノウハウが含まれております。提案書の一部または全部を対外的に公表する場合は原則、応募者に公表内容の可否確認をしていただけると考えますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
337	提案書の公表について	22	第8	7	(1)		応募者の提案書について、公表される可能性がある旨の記載がありますが、提案書の内容は事業者のノウハウや営業上の秘密に該当する部分が含まれておりますので、原則非公表とすべきと考えますが、いかがでしょうか。また、提案書の内容を公表するに当たっては、事前に開示内容について協議させていただくことが可能との認識でよろしいでしょうか。	前段は、実施方針のとおりとします。後段は、ご理解のとおりです。
338	提出書類の取扱い	22	第8	7	(1)		著作権について、『落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき』とありますが、一般的に入札に関する書類は公文書扱いとなり情報公開請求の対象になると思われれます。装置設計・製造・現地施工・維持管理などの事業者に帰属する技術・知見が第三者へ流出するリスクが発生すると考えられます。そのようなリスクへの防護策についてどのようにお考えでしょうか。	当該情報公開請求に関して適用ある法令の規定に従って処理されるべきものと考えております。
339	提案書類の取扱い	22	第8	7	(1)		貴市水道局様により提案書の利用・開示に関する記載がありますが、利用・開示される場合には、応募者に事前にその内容についてご相談頂けるとの理解でよろしいでしょうか。提案書には、応募者のパテントを含むノウハウが含まれているため、お考えをお聞きするものです。	ご理解のとおりです。
340	著作権の扱いについて	22	第8	7	(1)		落札者以外の提案書は、落札者からは完全に保護されるものと認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
341	提出書類の返却	23	第8	7	(2)		応募者から提出された書類は返却しないことになっていますが、技術ノウハウが詰まったものであり、返却いただけないでしょうか。	今後、検討します。
342	提出書類の返却について	23	第8	7	(2)		ここでいう書類には、提案書は含まれますか。提案書が含まれる場合、落札者とならなかった場合は、必要最小限の部数を除いて返却して頂けますか。	(質問No. 341参照)
343	提出書類の返却	23	第8	7	(2)		何らかの場合により落札者がなかった場合など如何なる場合も返却されないのでしょうか。	(質問No. 341参照)
344	環境への配慮	23	第8	8	(3)		「地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること」とは、膜ろ過装置等の製造から維持管理に至るまでという理解でよろしいでしょうか。	本事業全体です。
345	環境への配慮	23	第8	8	(3)		「省エネルギーに配慮すること」とは、膜ろ過装置等の製造から維持管理に至るまでという理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 344参照)
346	環境への配慮	23	第8	8			環境配慮に関する要求事項は業務要求水準書に規定していただいた上で、更なる配慮に対しては、① 要求水準以上のレベルを達成するための具体的プロセスを評価していただくことと、② 極力定量的評価基準を設けていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	環境配慮については、最低限のものを業務要求水準書においてお示しする予定です。それ以上のものは、応募者の提案に期待をしています。また、これらについては、評価の対象とする予定です。
347	環境への配慮	23	第8	8	(1) (2) (3)		省エネルギー及び地球温暖化抑制を目的とした付加設備 (ex. 小落差水力発電) の提案は、技術評価として配慮 (加算点等) があるのでしょうか。	評価の対象とする予定です。
348	環境への配慮について	23	第8	8			事業提案の評価に当たっては、環境への配慮について、具体的な加算項目が設けられるとの認識でよろしいでしょうか。事業者から積極的な提案を求めるのであれば、具体的に加算されることが明らかである必要があると思料いたします。	(質問No. 346参照)
349	事業実施体制	26	別紙1				図中、SPCから3本の点線印がひかれていますが、この点線に特別な意味があればご教示ください。	SPCが各種業務を受託する企業をマネジメントする旨、示したものです。
350	事業実施体制	26	別紙1				P.8 2 競争参加資格に関する事項 では、膜ろ過装置の製造を行う者は構成員になることを要するものとするかとされていますが、本図に示すように、第三者委託を受託する企業によるSPCへの出資も、競争参加資格要件に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
351	事業実施体制	26	別紙 1				「維持管理会社（運転管理会社を除く。）」とは、どのような業務を行う企業を想定されているのでしょうか。御教示ください。	業務要求水準書においてお示しします。
352	事業実施体制	26	別紙 1				「膜ろ過装置の製造を行う者」という企業と、「膜ろ過装置製造会社」という企業の、それぞれの定義を御教示ください。	同じ企業を示しています。定義については、質問No. 136をご参照ください。
353	事業実施体制	26	別紙 1				「第三者委託を受託する企業」とは、「運転管理会社」を指しているのでしょうか。御教示ください。	そのように考えています。
354	事業実施体制 第三者委託	26	別紙 1				体制図では、浄水場の維持管理を第三者委託として、SPCに水道技術管理者をおき、運転管理は業務委託で維持管理会社としておりますが、水道技術管理者の業務以外を再委託することは、可能でしょうか。また、維持管理会社はSPCの構成会社であることから、再委託とはあたらないとの解釈でしょうか。ご教示願います。	(質問No. 108参照)
355	マネジメントについて	26	別紙 1				マネジメントがSPCの内部業務となっておりますが、 ① マネジメントの具体的な業務内容は何か。 ② 最も極端な場合、SPC在籍職員である水道技術管理者（正確には受託水道業務技術管理者か？）の指揮の下、委託契約に基づいた構成員あるいは委託企業からの常駐従業員がマネジメントを行う形態も可能でしょうか。	①は、進行管理や協力会社の取りまとめ、各業務間の調整、コスト管理、品質管理など、事業を行う上で必要なマネジメントが考えられます。 ②は、可能です。
356	維持管理会社	26	別紙 1				維持管理会社の後に、運転管理会社を除くとカッコ書きで示されていますが、運転管理会社とはSPCと解釈してよろしいでしょうか。	SPCの構成員に第三者委託を受託する企業（運転管理会社）を行う企業を含むことを想定しています。
357	運転管理会社について	26	別紙 1				「（運転管理会社を除く。）」とありますが、運転管理会社とはどのような業務を行う会社を想定されているのでしょうか。水道技術管理者がいて、マネジメントを行う会社と考えておられるのでしょうか。	日常の運転業務を行う企業を想定しています。また、構成員である必要があります。第三者委託企業と同じでも問題ありません。
358	水道局が想定する事業実施体制	26	別紙 1				水道局が想定する事業実施体制図の中の出資者に「第三者委託を受託する企業」が構成員としてありますが、これは「第三者委託を受託する企業」にも出資を求めるといことでしょうか。	ご理解のとおりです。
359	事業実施体制について	26	別紙 1				事業実施体制からするとSPCの社員が水道技術管理者になる必要があるとも読み取れます。第三者委託を受託する構成員企業が対象であると考えますが、どのようにお考えでしょうか。	(質問No. 108参照)
360	運転管理業務の解釈	26	別紙 1				出資者の中に、「構成員：第三者委託を受託する企業」と「構成員」と区別して書かれていますが、その意図をお示しください。構成員の構成を条件付けるような大意はないものと理解しますが、よろしいでしょうか。	その他構成員がいる場合も想定し、記載しました。
361	事業実施体制	26	別紙 1				SPCへ必ず出資しなければならない企業は「膜ろ過装置の製造を行う者」だけでしょうか？それとも「第三者委託を受託する企業」も構成員になる必要がありますか？	構成員は全て出資が必要です。なお、膜ろ過装置の製造を行う者及び第三者委託を受託する企業（運転管理会社）は構成員である必要があります。
362	事業実施体制	26	別紙 1				SPC内の水道技術管理者は出資者である企業からの出向という理解でよろしいですか？	(質問No. 9、No. 10参照)
363	水道局が想定する事業実施体制	26	別紙 1				水道局殿が想定する事業実施体制の構成員の中で、第三者委託を受託する企業が記載されていますが、第三者委託を受託する企業は構成員となることを義務付けられていないことから、参考という理解でよろしいでしょうか？	第三者委託を受託する企業（運転管理会社）は構成員である必要があります。
364	水道局が想定する事業実施体制	26	別紙 1				体制図中の右端の維持管理会社の下に、カッコ書きで「運転管理会社を除く。」との記載がありますが、これはどのような意味で記載されているのでしょうか。	(質問No. 356参照)
365	水道局が想定する事業実施体制	26	別紙 1				体制図中のSPCの枠内に、水道技術管理者が記載されていますが、SPCが直に管理者を雇用しなければならないのでしょうか。また、マネジメントも記載されていますが、マネジメント業務を請負う会社に業務委託することは可能でしょうか。	前段は、質問No. 9、No. 10をご参照ください。後段は、可能です。
366	運転管理業務の解釈	26	別紙 1				SPCと各種業務を受託する企業との請負契約又は業務委託企業の中に、「維持管理会社（運転管理会社を除く。）」というのがありますが、運転管理会社を除く理由をお示しください。運転管理会社はSPCそのものでなければならず、委託してはならないという趣旨ではないと解釈いたしますが、よろしいでしょうか。	(質問No. 356参照)

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
367	水道局が想定する事業実施体制	26	別紙1				維持管理会社（運転管理会社を除く。）とありますが、運転管理以外の維持管理会社を想定されているのでしょうか？（法定業務、修理、清掃等）	(質問No. 351参照)
368	水道局が想定する事業実施体制	26	別紙1				出資者の構成員に第三者委託を受託する企業とありますが、構成員になることが必須なのでしょうか？	(質問No. 363参照)
369	事業実施体制（SPC自らの業務）	26	別紙1				「SPC内に水道技術管理者及びマネジメント（機能）を置き」、さらに「維持管理会社は運転管理会社を除く。」とあります。施設運転管理業務は、SPC自らが（担当の社員を抱えた上で）実施しなければならない、ということでしょうか。	(質問No. 9、108参照)
370	事業実施体制（第三者委託を受託する企業）	26	別紙1				出資者欄に記載の「第三者委託を受託する企業」とは、同図に「各種業務を受託する企業」として記載の「維持管理会社（運転管理会社を除く。）」のことでしょうか。	(質問No. 356参照)
371	マネジメント業務について	26	別紙1				マネジメント業務がSPC内に記載されておりますが、マネジメント業務を構成員等に業務委託することは可能でしょうか。	可能です。
372	事業実施体制	26	別紙1				『別紙1 水道局が想定する事業実施体制』の出資者に、第三者委託を受託する企業が構成員となっておりませんが、SPCから第三者委託を受託する企業は必ず構成員になる必要があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
373	事業実施体制	26	別紙1				維持管理会社の枠に（運転管理会社を除く。）とございますが、運転管理業務はSPCが行うとのことでしょうか。また、運転管理業務は構成員等に業務委託することは可能でしょうか。	(質問No. 356参照)
374	事業実施体制について	26	別紙1				図中の出資構成員に「第三者委託を受託する企業」とありますが、第三者委託を受託する企業は、SPCへ出資する構成員である必要があるということでしょうか。また、協力企業に「維持管理会社（運転管理会社を除く。）」とありますが、運転管理会社＝第三者委託を受託する企業との理解でよろしいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、そのように考えております。
375	運転管理会社への業務委託	26	別紙1				別紙1において、事業者（＝SPC）から業務を受託する維持管理会社の欄に、「運転管理会社を除く。」との記載がありますが、この除外は、事業者から（施設の運転管理業務を担う者として）運転管理会社へ業務委託を行うことは認められないことを意味するのでしょうか。	(質問No. 108参照)
376	事業実施体制	26	別紙1				建設会社、設備会社、膜ろ過装置製造会社各社がSPCと個別に請負契約を締結されるスキーム図になっておりますが、一括で請負契約を締結することも可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
377	水道局が想定する事業実施体制	26	別紙1				水道技術管理者はSPCの常駐社員であることが求められますでしょうか。	ご理解のとおりです。
378	許認可リスク	27	別紙2	No. 4			事業者が取得すべき許認可とは具体的に何がありますか。建築確認の他、開発行為等は必要でしょうか。	(質問No. 105参照)
379	法制度リスクについて	27	別紙2	No. 5			(No. 5) 本事業に影響を及ぼす法制度、許認可の具体的な内容は、入札公告がなされるまでに横浜市様よりご提示していただけるものと認識してよろしいでしょうか。事業者が本事業のリスク分析を行う上で、重要な情報ですので早期のご提示をお願いいたします。	(質問No. 105、No. 117参照)
380	法制度リスクと許認可リスク	27	別紙2	No. 5 No. 6			建築基準法の改定に伴う建築確認申請の厳格化とそれに伴う申請期間の長期化のように、法制度の変更起因する許認可遅延リスク（＝工程遅延）等は、貴市のリスク分担との理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 101参照)
381	法制度リスク	27	別紙2	No. 5 No. 6			「本事業に影響を及ぼす…」法制度・許認可について、具体的な法令等を列挙願います。	(質問No. 105、No. 117参照)
382	リスク分担表について	27	別紙2	No. 6			法制度リスクについて、『本事業に影響を及ぼす以外のもの』に関わるリスクが事業者負担となっておりますが、どのような場合を想定されているのでしょうか。	(質問No. 117参照)
383	税制変更リスク	27	別紙2	No. 8			法人の利益にかかる税制度の変更によるリスクは事業者の負担となっておりますが、当該リスクは事業者側がコントロールできるリスクではありません。一般会社ですと価格への転嫁が可能ですが、PFI事業の場合には過大なリスクであると思います。事業者側のリスクとするお考えの趣旨をご教示願います。	一般企業においても同様との考え方により、事業者の負担としています。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
384	税制変更リスク	27	別紙2	No. 8			「法人の利益にかかわる税制度の変更によるもの（法人税率等）」については、事業者のリスク負担としておられます。その根拠をご教示願います。[一般企業においても同様だという趣旨と斟酌いたしておりますが、この考え方にはかねがね疑問を抱いております。一般の企業の場合でも、増税によって配当利回りが下がったからといって、株主に我慢を強いるということにはならず、何らかの形で利益を確保しています。PFI事業においてのみ、株主がそのリスクを負担するというのは不合理ではないでしょうか。特に、価格の値増しが可能である一般企業と異なり、特定事業による収入だけを源泉としていて、コストサイドでの調整が不可能なPFI事業においては、サービス対価を改定していただくしかないものと思料いたしております。]	(質問No. 383参照)
385	税制変更リスク	27	別紙2	No. 8			税制の変更は予見できなく、また、SPCは他の事業により収益を上げることができない会社であるため、利益に関する税制度の変更リスクは水道局と事業者の双方の負担とできないでしょうか。	実施方針のとおりとします。
386	税制変更リスク	27	別紙2	No. 8 No. 9			外形標準課税は利益が出なくても一定の税額を徴収されるというものですので、その新たな制度が設けられた場合、「法人の利益にかかる税制度の変更」にはあらず、「その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更」に該当するものと解釈いたしますが、よろしいでしょうか。	外形標準課税は「法人の利益にかかる税制度の変更」に該当します。
387	税制度変更リスクについて	27	別紙2	No. 9			(No. 9) 本事業に影響を及ぼす税制度変更についての具体的内容は、入札公告がなされるまでに横浜市様よりご提示していただけるものと認識してよろしいでしょうか。事業者が本事業のリスク分析を行う上で重要な情報ですので、早期のご提示をお願いいたします。	本事業に影響を及ぼす税制度については、事業者が自らの責任において調査してください。
388	住民対応リスク	27	別紙2	No. 1			事業者が行う住民説明会に市の職員の同席はいただけるのでしょうか。	必要に応じて同席します。
389	住民対応リスク	27	別紙2	No. 1			「事業者が行う業務に関する反対運動」といっても、施設設置に反対するための手段として設置工事が理不尽に妨害される可能性があります。「反対のための反対」的なものについては、横浜市殿にご対応いただけるものと解釈してもよろしいでしょうか。	リスクNo. 10に記載のとおり、本事業の設置に関する住民反対運動に関するリスクについては水道局が負担します。
390	住民対応リスク	27	別紙2	No. 1			「事業者が行う業務（調査、工事、維持管理等）に起因する住民反対運動等」について、方法の改善等を求める住民反対運動であれば、対応は可能と考えますが、事業そのものの中止を余儀なくされる反対運動については、No. 10の「本施設の設置に関する住民反対運動等」に該当するものとして、水道局殿の負担という理解でよろしいでしょうか。	本事業の設置に関する住民反対運動と合理的に判断される反対運動であれば、水道局がそのリスクを負担します。
391	住民反対リスク	27	別紙2	No. 1			事業者が設計・工事期間において、事業者のリスクは善管責任の範囲であると考えてよろしいでしょうか。善管責任を果たした上での住民反対は、事業そのものへの反対と考えられます。	水道局が負担するリスクは、「本施設の設置に関する」住民反対運動等に限られ、事業者が行う業務に関する住民反対運動等については、事業者に負担していただくこととなります。
392	見学者事故リスク	27	別紙2	No. 1	6		見学者事故リスクとして「施設の劣化」に言及がされておりますが、既存施設と新設施設が混在する事業ですので、「施設の劣化」の「既存」「新設」の切り分けはどのようになされると理解すればよろしいでしょうか。	業務要求水準書においてお示しします。
393	見学者対応	27	別紙2	No. 1	6		見学者対応が維持管理業務のサービス業務に含まれているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
394	見学者事故リスク	27	別紙2	No. 1	6		見学者は、どのようなレベルの見学者が1回に何人、年間延日数はどの程度と想定されていますでしょうか。また、見学者対応は市の施設ですので、横浜市殿と考えてよろしいでしょうか。	前段は、平成16年の実績は、小学生13回・606名、一般14回・278名、平成17年は、小学生17回・944名、一般14回・224名、平成18年は、小学生19回・741名、一般17回・168名でした。後段は、業務要求水準書においてお示しします。
395	見学者事故リスク	27	別紙2	No. 1	6		事業者の指示・許可を受けずに立ち入りをした水道局様対応見学者（職員、および事業者が許可していない水道局様対応の見学者等）が怪我をした場合は、施設の劣化または維持管理の不備を問わず水道局様の責と考えますかよろしいでしょうか。	ご指摘のような場合においても、施設の維持管理に事業者の責めに帰すべき不備がある場合等には、事業者が一定の責任を負う場合があります。
396	見学者の受け入れ態勢について	27	別紙2	No. 1	6		見学者の受け入れ態勢（浄水場の全体説明、ビデオ上映等）は、事業者が負担するリスクとなるのでしょうか。	そのように考えています。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
397	見学者対応	27	別紙 2	No.1 6			見学者事故リスクは事業者負担となっておりますが、見学者対応は（事業者の）対象業務（具体的には「浄水場維持管理業務」）に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、見学者対応が対象業務に含まれる場合、その業務内容を具体的にお示し願います。	業務要求水準書においてお示しします。
398	見学者事故リスク	27	別紙 2	No.1 6			施設見学者の受け入れ、対応実績をご教示ください。	（質問No. 394参照）
399	安全確保リスク	28	別紙 2	No.1 7			事業者の指示・許可を受けずに立ち入りをした水道局様関係者（職員及び水道局様発注工事の工事業者等）が調査・工事・維持管理場所に立ち入り、安全性が確保されない場合は水道局様のリスクと考えますがよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりかと思いますが、ご指摘のような場合においても、施設の維持管理に事業者の責めに帰すべき不備がある場合等には、事業者が一定の責任を負う場合があります。なお、火事、事故など緊急を要する場合は事業者の指示・許可を受けずに立ち入ることがあります。
400	保険リスク	27	別紙 2	No.1 8			保険リスクについて、維持管理段階のリスクをカバーする保険は、日水協にて取り扱う保険と捉えてよろしいでしょうか？	事業者は、日水協にて取り扱う保険であるか否かを問わず、自らの判断で事業を実施する上で必要な種類、内容の保険を付保する必要があります。なお、最低限付保することが必要な保険の種類、内容については、入札説明書等においてお示しします。
401	保険リスク	27	別紙 2	No.1 8			「保険リスク」というリスク項目は不要（保険付保はリスク要因ではなく、対応策である）と考えますが、如何でしょうか。[付保目的別に、「第三者賠償リスク」「安全リスク」「建設工事リスク」「操業リスク」等によってカバーされるものと認識いたしております。]	ここでいう保険リスクとは、保険の費用は事業者が負担する旨を示したものです。
402	物価リスク	27	別紙 2	No.2 1			注1の趣旨からは、横浜市殿が主にリスクを負うものであることより、事業者のマークは△（従負担）ではないでしょうか。	実施方針のとおりとします。
403	国庫補助金未確定リスク	27	別紙 2	No.2 2			事業者の従負担の内容をご教示願います。	事業者が行う国庫補助金申請補助業務の不備等により交付が得られなかった場合等を想定しています。
404	リスク分担	27	別紙 2	No.2 3			補助金未確定リスクにおける事業者の従負担とは、どのようなものでしょうか？	（質問No. 403参照）
405	国庫補助金未確定リスク	27	別紙 2	No.2 3			国庫補助金未確定リスクとして事業者に△が記載されておりますが、事業者にはコントロールできないリスクですので、本来は貴市水道局様のみのリスク負担となるべきものと考えますが、事業者としてはどのようなリスク負担を想定すればよろしいのでしょうか。	（質問No. 403参照）
406	国庫補助金未確定リスク	27	別紙 2	No.2 3			国庫補助金の交付に関するリスクについて、事業者が△（従負担）となっておりますが、民間事業者では補助金申請に係る補助業務等の一部を除きコントロールできないリスクと考えます。実施方針14ページのリスク分担の原則（リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する）に鑑み、事業者の負担するリスク内容を具体的に御教示願います。	（質問No. 403参照）
407	国庫補助金未確定リスク	27	別紙 2	No.2 3			民間リスクの△は、国庫補助が得られなければ民間への一時金での支払いはないという解釈でよろしいでしょうか。	（質問No. 403参照）
408	国庫補助金リスク	27	別紙 2	No.2 3			国庫補助金の交付に関するリスク負担について事業者に△が付されておりますが、事業者が負担するリスクとは、どのような事由による、どのような負担になりますでしょうか。事業者がコントロールできないリスクについては、水道局殿のリスク負担として頂けないでしょうか。	（質問No. 403参照）
409	リスク分担表（国庫補助金未確定リスク）	27	別紙 2	No.2 3			事業者に△（従負担）が記されていますが、具体的に何を事業者が負担することを想定されておられるのでしょうか。	（質問No. 403参照）
410	国庫補助金未確定リスク	27	別紙 2	No.2 3			補助金交付リスクにおいて事業者は従負担となっておりますが、従負担の内容をご教示ください。	（質問No. 403参照）
411	補助金未確定リスク	27	別紙 2	No.2 3			当該リスクは事業者では予見できなく水道局側の負担とすることが妥当と考えますが如何か。また、想定している従負担の内容はどのようなものかご教示ください。	（質問No. 403参照）
412	国庫補助金未確定リスク	27	別紙 2	No.2 3			「国庫補助金未確定リスク」について事業者側のリスクが△となっており、リスク負担内容が不明確となっております。補助金の増減についての責任は事業者側では管理できないため、水道局のリスクとしていただけませんか。	（質問No. 403参照）

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
413	国庫補助金未確定リスク	27	別紙2	No. 23			国庫補助金が交付されない場合、水道局がその分の資金手当てをされると理解しますが、国庫補助金未確定リスクは事業者も従負担となっております。事業者にはどのようなリスク負担が求められるのでしょうか。	(質問No. 403参照)
414	リスク分担表について	27	別紙2	No. 26			債務不履行リスクについて、事業者の事由による事業の中止・延期(事業破綻、事業放棄)が事業者側リスクで想定されていますが、このような事態に対して事業者側が担保するものとして具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。	このような事態が発生するように十分留意し、適切に計画してください。
415	不可抗力リスク	28	別紙2	No. 27			事業者が従負担者(損害を最小限にとどめる経済的動機付け)となっておりますが、「戦争、暴動」については民間事業者が損害の想定を含めリスクコントロールが不可能と考えます。「戦争、暴動」に起因するリスクについて事業者が負担するリスクを、どのようにお考えか御教示願います。	不可抗力リスクの規定に従って負担者が決まりますが、負担割合については、事業契約書(案)に定められることとなります。
416	不可抗力リスクについて	28	別紙2	No. 27 No. 28			No. 27に規定される天災等とNo. 28の台風・風水害との違いをご教示ください。	台風・風水害に関するリスクはリスクNo. 28に、それ以外の天災についてはNo. 27に規定しています。浄水場施設は台風・風水害が発生した場合でも機能を止めることなく、稼働することが求められる施設です。また、台風、風水害については、過去(川井浄水場創設以来)最大規模程度までのものを想定して事業者負担としています。
417	不可抗力リスク	28	別紙2	No. 28			ここでは「台風、風水害による」変更は事業者のリスクとされています。しかし、事業者は見積をする場合、経験から(たとえば10年確率、15年確率を念頭に)かかる台風、風水害のリスクを予備費として算定し工事費に計上しているのが普通です。もしかかる台風、風水害のリスクを全部事業者(入札者)が負い予備費としてみると工事費は跳ね上がり、ひいては発注者が高い工事費を負担することにもなりかねません。そのためたとえば10年確率を越える台風、風水害はNo. 27の「天災等」の不可抗力と同等に扱っていただくことには合理的根拠があります。また実際の請負工事の見積慣行にも沿うものといえるのではないのでしょうか。このように処理していただくことで当事者がコントロールできない、いわば契約時予見できない(unforeseeable)なリスクを当事者間で実質的公平の見地から配分することができると思われます。すなわち、当該表にある「台風、風水害」のリスクとは、事業者が見積時に合理的に予見できる範囲のものをいい、それ以外はNo. 27のリスク分担と同様に扱うという意味と理解してよろしいでしょうか。	(質問No. 416参照)
418	不可抗力リスクについて	28	別紙2	No. 28			(No. 28) 台風・風水害による増加費用及び損失は、場合によっては莫大な金額となる可能性がございます。これに対して事業者としては、保険の付保によりリスクヘッジを行います。保険金額以上の負担は事前に推測不能と思われまますので、例えば保険金額を上限とするような規定を定めるなど、事業者負担の上限額を決めるべきと考えますがいかかでしょうか。	事業者負担の上限額を決めることは想定していません。
419	不可抗力リスク	28	別紙2	No. 28			台風、風水害によるものはNo. 27の天災等には含まれず、すべて事業者負担となるのでしょうか？	(質問No. 416参照)
420	不可抗力リスク	28	別紙2	No. 28			台風・風水害による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するものとして事業者にのみ記載されておりますが、当該事象は27番に記載のもと同様のものと考えます。事業者のみが当該リスクを負担することは過度な負担と考えますが、お考えの趣旨・背景についてご教示ください。	(質問No. 416参照)
421	リスク分担表について	28	別紙2	No. 28			不可抗力リスクについて、台風・風水害による事業計画・内容リスクは事業者側のみで負担するリスクとしては、過大であると考えます。水道局側も負うべきリスクであると考えますが、どのようにお考えでしょうか。	(質問No. 416参照)
422	リスク分担表(不可抗力リスク)	28	別紙2	No. 28			台風・風水害による不可抗力リスクが事業者のみの負担となっておりますが、No. 29と同様の事業者がコントロールできないリスクと思われるので、No. 29と同様のリスク分担に変更していただけますでしょうか。	(質問No. 416参照)
423	不可抗力リスク	28	別紙2	No. 28			台風・風水害による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するものについて、事業者のリスク負担とする合理的根拠をお示し願います。[これらの事象については、事業者にて防ぐことができない天災であり、不可抗力力ですので、事業者の一方的負担は不合理と思料いたしております。]	(質問No. 416参照)

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
424	不可抗力リスク	28	別紙 2	No. 2 8			台風、風水害等のリスクは、自然災害であり事業者が負担できるリスクではないと考えます。要求水準にて事業者が負担すべきリスク（風速○メートル以下、降雨量○mm/日以下の場合は事業者がリスクを負担し、それ以上は水道局様がリスク負担する等）が示されると考えますが、よろしいでしょうか。	(質問No. 416参照)
425	不可抗力リスク	28	別紙 2	No. 2 8			ある程度予見ができる事象ではあるものの、同一の事業所で協働で水供給する以上、水道局側も負担すべきリスクではないでしょうか。	(質問No. 416参照)
426	不可抗力リスク	28	別紙 2	No. 2 8 No. 2 9			台風・風水害・地震による…とありますが、どの程度を想定されていますか？	台風・風水害に関し事業者が負担する範囲については、質問No. 416をご参照ください。また、地震に関し事業者が負担する範囲については、別紙2注3に記載のとおり、業務要求水準書に規定することとし、それを超える範囲は水道局が負担します。
427	不可抗力リスク	28	別紙 2	No. 2 8 No. 2 9			台風・風水害および地震のリスク負担は、No. 27の戦争、暴動と同じ負担（水道局●、事業者△）とすべきではないでしょうか。	実施方針のとおりとします。
428	不可抗力リスク	28	別紙 2	No. 2 9			地震による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するものとして貴市水道局様と事業者双方に●が記載されておりますが、当該事象は27番に記載のものと同様のものであると考えます。お考えの趣旨・背景についてご教示ください。（注3記載内容についても、より具体的にご教示頂ければ幸いです。）	一定の耐震性を有した施設の設計・工事を事業者に要求しており、事業者はその範囲でリスクを負担することが当然に求められます。
429	地震時の対応について	28	別紙 2	No. 2 9			地震時における応急対策は、水道局が負担するリスクと考えて良いでしょうか。	応急対策の内容等にもよりますが、基本的には、ご理解のとおりです。
430	不可抗力リスク	28	別紙 2	No. 2 9			本リスクに関する業務要求水準書での具体的な規定内容または概要をお示し願います。	業務要求水準書においてお示しします。
431	契約リスク	28	別紙 2	No. 3 0			「市の責に帰すべき事由により契約が締結できないリスク」については、横浜市殿はどのような形でリスクをご負担していただけるのでしょうか。落札企業に対して何らかの補償をしていただけるのでしょうか。一般的には、いずれの責であっても、双方が自らのリスクを負担するという考え方が通説となっておりますが、本件入札では、帰責者が相手方の損害を補償するという考え方を取られるのでしょうか。	事業契約の締結に至らなかった場合は、水道局、事業者の双方が自らのリスクを負担することとし、本リスクの記載を修正します。
432	契約リスク	28	別紙 2	No. 3 1			「事業者の責に帰すべき事由により契約が締結できないリスク」については、どのような形でリスク負担を求められているのでしょうか。横浜市殿に対して何らかの補償料を支払う必要があるのでしょうか。一般的には、いずれの責であっても、双方が自らのリスクを負担するという考え方が通説となっておりますが、本件入札では、帰責者が相手方の損害を補償するという考え方を取られるのでしょうか。	事業契約の締結に至らなかった場合は、水道局、事業者の双方が自らのリスクを負担することとし、本リスクの記載を修正します。
433	契約リスク	28	別紙 2	No. 3 0 No. 3 1			議会や住民反対運動等、事業者の責めに帰すべき事由によらない事由に起因して生じた契約リスクは、貴市のリスク分担との理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 431、No. 432参照)
434	運転管理業務の解釈	28	別紙 1	No. 32 ～34			「工事請負契約」とありますが、この契約は、SPCと、構成員または協力企業間の請負契約のことを指していると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
435	計画設計段階での発注者責任リスク	28	別紙 2	No. 3 2 No. 3 3 No. 3 4			リスク種類に「発注者責任リスク」と明示されたNo. 32～34のリスク負担者が「事業者」となっていますが、事業者が負担すべきと考えるリスクの内容の詳細をご教示ください。	水道局が関知しない工事請負契約に関するリスクであり（例えば、契約の締結に関するものについては、締結遅延に起因するリスク）、基本的に全てのリスクを事業者が負担することになります。
436	計画・設計リスク	28	別紙 2	No. 3 2 No. 3 3 No. 3 4			これらは「発注者責任リスク」と題されていますが、事業者のリスク欄にマークがついています。しかし、工事請負契約といえども対等な契約当事者を前提としているはずで、その締結、内容、内容変更は、本事業を成功裡に遂行するため両当事者が協力し、合理的な妥協をしてすすめるべきもので、事業者だけのリスク負担（それらがリスクとよべるとすれば）とするのは現実を公平に反映したものとはいえないのではないでしょうか。むしろ（あえていえば）水道局も事業者もかかる共通の目的を達するため両方が対等に合理的なリスクを負担すべきという意味で水道局にもマークがつくと考えますが、いかがでしょうか。	実施方針のとおりとします。
437	測量・調査リスク	28	別紙 2	No. 3 6			事業者が落札後に実施した土質調査の結果が、入札説明書で提示されていた条件と大幅に異なって入札提案書の設計を変更せざるを得ない場合、これに起因する直接的、間接的費用の増加は水道局に負担して頂きたいので、その調査結果のもらすリスクを水道局も負担するという意味から、水道局を△すべきではないでしょうか。	実施方針のとおりとします。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
438	資材置き場確保	28	別紙 2	No. 3 8			建設資材置場の確保リスクは事業者負担となっております。平成21年4月から平成29年3月までの工事期間中は事業用地の一部を建設資材置き場に利用することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
439	用地取得リスク	28	別紙 2	No. 3 8			本リスクの内容は、事業者が川井浄水場の敷地内に必要とする十分な仮設用地（資機材置場等）を確保できない場合がある（確保できないというリスクがある）との理解でよろしいでしょうか。また、確保できない場合、貴市は不足する仮設用地を確保する予定はなく、事業者自ら川井浄水場の敷地外に仮設用地を確保しなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
440	土壌汚染リスク	28	別紙 2	No. 3 9			法律及び条例等に基づく土壌調査・修復の費用及び工事工程への影響はすべて水道局がリスクを負担すると理解してよろしいでしょうか。	土壌調査費用は事業者とします。土壌汚染が発見された場合は、その処置費用は水道局が負担します。
441	土壌汚染リスク	28	別紙 2	No. 3 9			工事に伴い現地発生土を場外に搬出する必要がある場合、搬出土の土壌調査及び土壌汚染があった場合の処置については水道局の負担となるのでしょうか。	(質問No. 440参照)
442	用地リスクについて	28	別紙 2	No. 4 0			(No. 40) 事業者が、調査実施時点において合理的な方法により調査を行ったにもかかわらず、把握できなかった埋設物に関するリスクは水道局様の負担となると理解してよろしいでしょうか。	地下埋設物の情報は開示しますが、合理的な方法による調査での予知が困難で、発生した埋設物については、水道局の負担とします。
443	リスク分担	28	別紙 2	No. 4 0			図面等で明示されていない埋設物については貴市負担として頂けませんか？	(質問No. 442参照)
444	地中埋設物リスク	28	別紙 2	No. 4 0			入札説明書等で提示されていない地中埋設物があった場合、これに起因する直接的、間接的費用の増加は水道局に負担して頂きたいので、その結果をもたらすリスクを水道局も負担するという意味から、水道局を△とすべきではないでしょうか。	(質問No. 442参照)
445	リスク負担先	28	別紙 2	No. 4 0			地中埋設物の具体的な内容・ボリュームの提示と提示された範囲外の物が埋設されていることが判明した時点で設計変更されると考えてよろしいでしょうか。	質問No. 442と同様ですが、設計変更については別途協議となります。
446	用地リスク（地中埋設物リスク）	28	別紙 2	No. 4 0			地中埋設物は事業者のリスク負担とされています。しかしNo. 37で用地取得リスクは発注者（水道局）のリスク負担とされています。ここで用地とは事業者が工事を契約に従って施工するのに適した用地（障害物がない）ことを意味していると考えます。したがって事業者に与えられた用地に地中埋設物があった場合、事業者のリスク（費用）で処理とするのは、事業者がすくない入札期間中に現場を見て経験ある請負者として合理的に見積った中に入っていない費用で、事業者が責めを負わないものも負担せよということであり、合理的とはいえません。「公共工事標準請負工事契約約款」（中央建設業審議会）18条（条件変更等）1項4号は現場条件が異なる場合、工期の変更（3項）や請負金額の変更（5項）ができると規定されています。したがって事業者は、表に有るように、契約締結時に知らされていたか合理的に知っていた地中埋設物にはリスクを負担するが、契約締結時見できない地中埋設物が発見された場合、発注者がそのリスクを負担するというのが合理的と考えますが、いかがでしょうか。	(質問No. 442参照)
447	地中埋設物リスク	28	別紙 2	No. 4 0			建設予定地内の地中埋設物（配管、ケーブル等）について、水道局殿が把握しているものについては、御教示ください。	地下埋設物の情報は開示します。
448	リスク分担表について	28	別紙 2	No. 4 0			地中埋設物リスクについて、事業者負担リスクとなっておりますが、提案時に事業者が閲覧し得る図面・資料において確認出来る地中埋設物のみが事業者負担リスクであるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No. 442参照)
449	地中埋設物リスク	28	別紙 2	No. 4 0			『別紙2 リスク分担表 地中埋設物リスク No. 40』で上下水道管路、ガス管路、電気ケーブル、ハンドホール等については、該当図面をご提示頂けますでしょうか。また、該当図面に記載されていない埋設物が多数発見された場合は、事業費見直しの協議対象になると考えますがよろしいでしょうか。	質問No. 442と同様ですが、設計変更については別途協議となります。
450	地中埋設物リスクについて	28	別紙 2	No. 4 0			既存の地中埋設物の出来高図（竣工図）は、全て開示して頂けると考えて良いでしょうか。また、開示頂いた範囲が事業者のリスク対象と考えると良いでしょうか。	(質問No. 442参照)

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
451	地中埋設物リスク	28	別紙 2	No. 4 0			「上下水道管路、ガス管路、電気ケーブル、ハンドホール等の地中埋設物に関するもの」に関しては、事業者リスク負担となっていますが、その理由をご教示願います。 これらの地中配置は横浜市殿が図面で提示していただけるものと理解しております。その図面が正しい前提で、事業者が施工リスクを負担することには異論ございませんが、横浜市殿におかれても想定外の配置となっていた場合には、横浜市殿がそのリスクを負担していただけるべきものではないでしょうか。	(質問No. 442参照)
452	地中埋設物リスク	28	別紙 2	No. 4 0			「地中埋設物リスク」のうち「上下水道管路、ガス管路、電気ケーブル、ハンドホール等の地中埋設物に関するもの」は事業者負担リスクとなっていますが、これらの埋設物は、公表される既設の埋設物、及び、新設の埋設物が対象と考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 442参照)
453	地中埋設物リスク	28	別紙 2	No. 4 0			図面や目視等で確認できるものについては、事業者リスクであると理解できますが、確認できないものについても事業者リスクとなるのでしょうか。	(質問No. 442参照)
454	地中埋設物	28	別紙 2	No. 4 0			方が一、地中埋設物があり図面と違ったものであった場合において、費用増加の額が莫大となってしまうことが想定されるため、民間のリスクの範囲を、前もって費用を見積もることができる範囲である市の図面でわかる地中埋設物のリスクに限定していただけないでしょうか。	(質問No. 442参照)
455	地中埋設物リスク	28	別紙 2	No. 4 0 No. 4 1			入札前に水道局殿より示される地中埋設物によるリスクについては事業者負担とし、示されていない地中埋設物が存在した場合のリスクについては水道局殿の負担であると理解してよろしいでしょうか。	(質問No. 442参照)
456	地中埋設物リスク	28	別紙 2	No. 4 0 No. 4 1			地中埋設物リスクとして「上下水道管路、ガス管路、電気ケーブル、ハンドホール等の地中埋設物に関するもの」は事業者負担となっておりますが、リスク負担及び適切に工事を算定するにはこれらの情報が必要です。事前に開示戴けるのでしょうか。また情報開示戴けなかった地中埋設物に関するリスクは水道局負担ではないでしょうか。	(質問No. 442参照)
457	地中埋設物リスク	28	別紙 2	No. 4 0 No. 4 1			「地中埋設物リスクは事業者の負担」となっていますが、埋設物の資料（図面等）は配布して頂けるのでしょうか。その場合、配布資料に記載のない地中埋設物に帰するリスクは、貴局の負担と考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 442参照)
458	環境汚染物質リスク	28	別紙 2	No. 4 4			PCBの発見・対応に関するリスクは事業者負担となっていますが、保管・処分責任も含まれるのでしょうか。	撤去対象施設の調査結果ではPCBはありませんが、発見された場合の保管、処分責任は水道局が負担します。
459	環境汚染物質リスク	28	別紙 2	No. 4 4			解体に伴うアスベストやPCBなどの対応に係るリスクは全て事業者負担となっていますが、入札公告等にて開示される調査結果を超えるものについては貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
460	環境汚染物質リスクについて	28	別紙 2	No. 4 4			(No. 44) 本リスクを事業者が負担する前提として、横浜子様からの詳細な資料の提供が不可欠なものと考えておりますが、入札公告までに公表していただけるとの認識でよろしいでしょうか。また、事業者が調査実施時点において合理的な方法で調査を実施したにもかかわらず、把握できなかった環境汚染物質にかかるリスクは、水道局様の負担と認識しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
461	環境汚染物質リスク	28	別紙 2	No. 4 4			解体対象物で、水道局殿が把握しているPCB、アスベストなどの環境汚染物質がありましたら、御教示ください。	業務要求水準書においてお示しします。
462	リスク分担	28	別紙 2	No. 4 4			解体に伴うアスベストやPCB等の発見、処理にかかる増加費用については貴市にてご負担頂けませんでしょうか？	そのように考えています。
463	環境汚染リスク	28	別紙 2	No. 4 4			既設構造物に対するアスベストの有無及びPCB含有製品の横浜市殿の調査結果を明示願います。	(質問No. 461参照) アスベストについては、業務要求水準書においてお示しします。
464	環境汚染物質リスク	28	別紙 2	No. 4 4			環境汚染物質の発見・対応に関するリスクが事業者負担となっておりますが、環境汚染物質についてはすべて事前に情報が提示されるのでしょうか。また、事前に情報の提示がなく、受注後に事業者の調査により判明した環境汚染物質に関するリスク負担は水道局と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	対応箇所	質問	回答	
465	工事リスク（環境汚染物質リスク）	28	別紙2 No. 4		「解体に伴うアスベストやPCBなどの環境汚染物質」に関し事業者のところにマークがなされています。しかし、これら環境汚染物質の存在は、通常は事業者の見積時に合理的に予見できないものです。したがってその見積にも入っていないはずですが、すなわち、通常は解体工事で頻りに遭遇するものでもないため予備費にも通常は（ほとんど）入っていないのではないのでしょうか。さらに解体される施設は発注者の所有物です。発注者は所有者として解体まで管理責任を有していました。それが解体時に環境汚染物質が発見されたから事業者がリスクを負担しなければならないというのは不合理に思えます。もちろん契約時（入札時）に環境汚染物質の存在が具体的に明示され、その処理は事業者の責任として見積もりに含めるよう指示されていればこの限りではありませんが、それはかかる契約（入札）前に明示されることで事業者はリスクの予見が可能となり、経験ある請負者としてそのリスクの費用を見積もりに入れることができるからです。かかる予見可能性がないのにリスクを負担するのは不合理と考えます。したがって、かかるリスクの負担は契約時（入札時）具体的に入札者に開示されていた場合には事業者が負うが、それ以外は発注者（水道局）で負担していただくと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
466	環境汚染物質リスク	28	別紙2 No. 4		解体対象施設からPCB含有機器が発見された場合、PCB特措法の趣旨に沿い、PCBの保管及び処理は水道局負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
467	リスク負担先	28	別紙2 No. 4		環境汚染物質の具体的な内容・ボリュームの提示と提示された範囲外の物質が発見・対応処理しなければならないことが判明した時点で設計変更されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
468	環境汚染物質リスク	28	別紙2 No. 4		アスベストやPCBなど環境汚染物質については、入札前に水道局殿より詳細が示されますでしょうか。	ご理解のとおりです。
469	環境汚染物質リスクについて	28	別紙2 No. 4		事業者リスクとされている「解体に伴うアスベストやPCBなど環境汚染物質の発見・対応に関するもの」について、基本的に公募時に提示されている情報以外のものについては水道局側のリスク負担とするのが合理的と思われるのですが、市で想定されている具体的なリスク項目やその内容をお教えてください。	(質問No. 461参照)
470	リスク分担表（環境汚染物質リスク）	28	別紙2 No. 4		アスベストやPCBの使用状況に関する情報は、事前に公表いただけるのでしょうか。そうでない場合、処理費用の見積ができませんので、なるべく早急に公表していただくようお願いします。	(質問No. 461参照)
471	リスク分担表（環境汚染物質リスク）	28	別紙2 No. 4		アスベストやPCBの使用状況に関する情報が事前に公表された場合、当該情報以外のアスベストやPCBが発見された際の当該処理費用については、別途水道局でご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
472	環境汚染物質リスク	28	別紙2 No. 4		既設施設でのアスベストやPCBなど、環境汚染物質の使用状況を提示ください。また、提示以外に発見されたものは事業費直しの協議対象になると考えますよろしいでしょうか。	前段は、質問No. 461をご参照ください。後段は、ご理解のとおりです。
473	工事段階のリスク負担について	28	別紙2 No. 4		撤去対象施設周辺に産業廃棄物が残置されておりますが、当該廃棄物の取扱い、当該廃棄物に係るリスクは、No. 39 土壌汚染リスクに分類され、貴市のリスク分担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
474	環境汚染物質リスク	28	別紙2 No. 4		「アスベストやPCBなど環境汚染物質の発見・対応に関するもの」が事業者のリスク負担である理由をご教示願います。解体前にはその存在が不明ということであれば、ある想定量を基に提案させていただくことになりかと思料いたします。もし、その想定量が大幅に変動するようであれば、それは設備の所有者である横浜市殿の責任とリスク負担ということで、追加費用により対応していただくべきものではないのでしょうか。	事前調査で把握している情報を提示し、これに対応していただく考えです。これを超えるものについては、水道局で負担します。
475	環境汚染物質リスク	28	別紙2 No. 4		「環境汚染物質リスク」のなかで「解体に伴うアスベストやPCBなどの環境汚染物質の発見・対応に関するもの」は事業者負担リスクとなっておりますが、これらの環境汚染物質の存在の可能性もしくは確認箇所は公表されると考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 461参照)

No.	質問項目	頁	対応箇所	質問	回答
476	環境汚染物質リスク	28	別紙2 No. 4	アスベストが含まれると予想されるものには、配管・ダクト・石綿スレート板等がありますが、特定できる資料や数量がわかる図面等を事前に公表していただけますか。資料等がない場合はリスク評価ができるように上限を設定していただけないでしょうか。	(質問No. 461参照)
477	環境汚染物質リスク	28	別紙2 No. 4	P C B 廃棄物の譲渡、譲受は法律で制限されており、P C B の保管・処理に関するリスクは市の責任となると考えられますが、いかがでしょうか。	(質問No. 458参照)
478	環境汚染物質リスク	28	別紙2 No. 4	アスベストの処理費用を正確に見積もるため、撤去対象施設のアスベストに関するデータを公表いただけませんかでしょうか。	(質問No. 461参照)
479	環境汚染物質リスク	28	別紙2 No. 4	環境汚染物質リスクに関し、解体に伴うアスベストやP C B など環境汚染物質の発見・対応に関するものは事業者リスクとなっておりますが、事前に情報(量、状態等)は全て開示戴けるのでしょうか。また情報開示戴けなかった環境汚染物質に関するリスクは水道局負担ではないでしょうか。	前段は、質問No. 461をご参照ください。後段は、ご理解のとおりです。
480	環境汚染物質の定義	28	別紙2 No. 4	環境汚染物質としてアスベスト、P C B が例示されておりますが、環境汚染物質とは具体的にどの物質を指すのか、物質名を具体的に列挙するか、定義を明確にお示し願います。	業務要求水準書においてお示しします。
481	工事監理リスクについて	28	別紙2 No. 4	工事監理に関するものとありますが、住民対応リスクを含めて事業者が負担するリスクの具体的な事象をご教示ください。	工事監理業務に関するあらゆるリスクを想定しています。なお、住民対応リスクについては、No. 10、No. 11に整理したとおりです。
482	工事遅延・未完成リスク	29	別紙2 No. 4	水道局様の事由に起因する、計画工程の遅れまたは費用の増大は、事業者の努力により、本実施方針『第1 1 (8) 事業スケジュール』で想定される期間内で完了した場合であっても、増大した費用等は水道局様のリスクと考えますが、よろしいでしょうか。	そのように考えています。
483	原水リスク	29	別紙2 No. 5	「処理生産水量を下回るリスク」は横浜市殿のリスク負担という記載ですが、「上回る」リスクについても横浜市殿のリスク負担ということで理解してよろしいでしょうか。	道志川系統の水利権は季節調整がなく、1年間を通して毎秒2 m ³ 全量を処理することを予定していることから、上回るということはありません。
484	原水リスク	29	別紙2 No. 5 No. 5	原水の定義を(No. 52の「前処理水」との対比を含めて)ご教示願います。	原水とは、川井浄水場へ流入する原水を示しています。前処理水とは、事業者が浄水場内で前処理を行った場合の処理水を示しています。
485	原水リスク	29	別紙2 No. 5 No. 5	ここで言う原水と前処理水の定義をご教示ください。	(質問No. 484参照)
486	原水リスク	29	別紙2 No. 5	原水水質の変動リスクを負うに当たっては、過去3年間程度の水質データが必要となりますので、御教示ください。	業務要求水準書においてお示しします。
487	原水リスク	29	別紙2 No. 5	原水水質の変動リスクを負うに当たっては、濁度の条件(最大濁度、1時間継続濁度、1日継続濁度)が必要となりますので、御教示ください。	業務要求水準書においてお示しします。
488	水質基準の強化について	29	別紙2 No. 5	将来的に水質基準又は排水基準が強化された場合は、事業者が負担するリスクとなるのでしょうか。	将来的に水質基準又は排水基準が強化された場合は、原則として水道局が負担します。ただし、対処方法について事業者を検討していただくなど、一部負担を求められることがあります。
489	原水リスク	29	別紙2 No. 5	本リスクに関する業務要求水準書での具体的な規定内容または概要をお示し願います。	業務要求水準書においてお示しします。
490	リスク負担先	29	別紙2 No. 5 No. 6	No. 52~62の項目リスク負担先が事業者側負担になっておりますが、既存設備の運転・運用の変動が発生し、今回事業対象範囲の設備負荷が増えたことに至った場合は水道局負担と考えてよろしいでしょうか。	合理的な範囲については、ご理解のとおりです。
491		29	別紙2 No. 5	前処理水のリスク負担が事業者になっておりますが、前処理水を行うのは、事業者の業務範囲ということでしょうか。	(質問No. 484参照)
492	前処理水について	29	別紙2 No. 5	(No. 52)「前処理水」の定義をご教示ください。	(質問No. 484参照)
493	原水リスク	29	別紙2 No. 5	「前処理水の汚染」とはどのような内容を想定されておられるでしょうか。御教示ください。	(質問No. 484参照) 例として前処理における薬注ミス等を考えています。
494	原水リスク	29	別紙2 No. 5	前処理水の汚染のリスクを事業者が全て負担するというのは、どのような意味であり、内容なのでしょうか。	(質問No. 493参照)
495	原水リスク	29	別紙2 No. 5	前処理水の汚染が事業者のリスクと記載されておりますが、前処理水とは何を指していますか。また、どのような汚染をお考えか具体的に明示ください。	(質問No. 493参照)

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
496	原水リスク	29	別紙 2	No. 5 2			「前処理水の汚染」とありますが、前処理水とは何を指すのでしょうか？	(質問No. 484参照)
497	原水リスク (前処理水)	29	別紙 2	No. 5 2			「供給される原水」と「前処理水」の違いを御教示ください。	(質問No. 484参照)
498	原水リスク	29	別紙 2	No. 5 2			前処理水の汚染リスクとはどのような事項を想定しておりますでしょうか。また、水質基準が変更となった場合のリスクは水道局様と考えますが、よろしいでしょうか。	前段は、質問No. 493をご参照ください。 後段は、リスクNo. 51に該当すると考えます。
499	前処理水の定義	29	別紙 2	No. 5 2			「前処理水」の定義について、具体的にお示し願います。	(質問No. 484参照)
500	原水リスク	29	別紙 2	No. 5 2			前処理水の汚染とありますが、前処理水と原水の違いがわかりませんので、「前処理水」及び「原水」の定義をご教示ください。 また、「前処理水」が「原水」と同様な水質と考えるならば、原水と同じと考えNo. 51と同じと考えてますが、如何でしょうか。	(質問No. 484参照)
501	原水リスク	29	別紙 2	No. 5 2			「原水リスク」のうち「前処理水の汚染」は事業者負担リスクとなっておりますが、これまでの汚染発生程度・頻度・原因については公表されると考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 484参照)
502	原水リスク	29	別紙 2	No. 5 2			「前処理水の汚染」とありますが、前処理水とは具体的に何を指しますでしょうか？	(質問No. 484参照)
503	原料リスク	29	別紙 2	No. 5 2			電気・ガス等の供給について大地震・台風等の自然災害により供給停止の場合のリスクも事業者負担となるのでしょうか。	そのように考えています。
504	原料リスク	29	別紙 2	No. 5 3			「電気・ガス等の供給が停止されるリスク」は事業者負担とされています。もちろんこれら料金の不払いで供給が停止された場合は、事業者の責任といえますが、それ以外に電力会社やガス会社の責めに帰すべき事由や不可抗力で供給が停止された場合も事業者がリスクを負わなければならないというのは事業者に片務的で不合理です。さらにそれは、不可抗力条項を無にするばかりか、このリスクを見積価格に予備費として入れなければならないとなれば入札者の見積価格が非常に高いものになり、結果的に発注者の利益にならないでしょう。したがって、かかるリスクは、事業者の責めに帰すべき事由により停止した場合は事業者が負うが、その他はNo. 50と同様に処理するか、すくなくともNo. 27と同様に不可抗力で処理すると解するのが当事者に公平でかつ合理的と考えますが、この解釈でよろしいでしょうか。	既存浄水場施設のこれまでにおける運用方法を踏まえれば、受電方法を含めて事業者が対応することが可能と考えています。
505	原料リスクについて	29	別紙 2	No. 5 3			(No. 53) 電気・ガス等の供給が停止されるリスクに備えて、自家発電設備等を設置する必要がありますが、停止される期間が長期に渡りますと、対応できない事態が想定されます。事業者が負担すべき、電気・ガス等の供給停止期間は要求水準書に明記されるものと理解してよろしいでしょうか。	(質問No. 504参照)
506	原料リスク	29	別紙 2	No. 5 3			電気・ガスなどの供給停止が長期に及んだ場合のリスクは、事業者のみで負うことは不可能ではないでしょうか。	(質問No. 504参照)
507	原料リスク	29	別紙 2	No. 5 3			電気・ガス等の供給が停止されるリスクが事業者のリスクと記載されていますが、不可抗力リスクにおいて水道局殿のリスクとした設定条件もありますので具体的な条件を明示ください。	地震において、要求水準に示すレベル以上が発生した場合は、不可抗力にあたるかと考えています。
508	原料供給リスク	29	別紙 2	No. 5 3			電気・ガス等の供給停止によるリスクは事業者負担となっておりますが、通常の想定を超える停電なども起こり得ますので、No. 29と同様に「業務要求水準書に規定する範囲については民間事業者負担」などとして頂けないでしょうか。	(質問No. 504参照)
509	リスク分担表 (原料リスク)	29	別紙 2	No. 5 3			地震等の不可抗力により電気・ガスの供給が停止された場合のリスクについては、水道局が主にリスクを負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力の場合は、そのように考えています。具体的には、質問No. 504及びNo. 507をご参照ください。
510	原料リスク	29	別紙 2	No. 5 3			「電気・ガス等の供給が停止されるリスク」は事業者の負担となっておりますが、事業者の責によらないリスクまで負担することは、結果としてVFMを下げる原因となります。事業者のリスク負担外とさせて頂けないでしょうか。 また、過去20年間で電気・ガス等の供給停止された事例及びその時の最大停止時間を教示をお願いします。	前段は、質問No. 504をご参照ください。 後段は、過去20年間で電気・ガスの供給が停止した事例はありません。
511	原料リスク	29	別紙 2	No. 5 3 No. 5 4			不可抗力によって電気・ガス等の供給が停止されるリスクは、不可抗力リスクの考え方に準ずると考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 507参照)

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
512	原料リスク	29	別紙 2	No. 5 4			維持管理期間中の原料リスクとして、電気・ガス等の供給が停止されるリスクとありますが、敷地内の設備故障等、SPCに起因する供給停止リスクに限るという認識でよろしいでしょうか。また、エネルギー会社に起因する供給停止や不可抗力に伴う供給停止は、SPCに起因する供給停止ではないという認識でよろしいでしょうか。	(質問No. 504参照)
513	原料リスク	29	別紙 2	No. 5 4			維持管理期間中の原料リスクとして、電気・ガス等の供給が停止されるリスクとありますが、電気・ガスの供給停止に伴いSPCが負担する経済的なリスクを具体的にお示しください。	電気の供給が停止しないような対応を求めます。なお、典型的には、電気・ガス等の供給が停止した場合で、その原因がSPCにある場合、水道局はそれにより生じた損害を事業者に請求する場合があります。
514	原料リスク	29	別紙 2	No. 5 4			薬品や電気・ガス等の使用量の変動リスクが事業者のリスクと記載されていますが、供給される原水の水量、水質が変わることのリスクは水道局殿のリスクとした設定条件もありますので、具体的な条件を明示ください。	業務要求水準書においてお示しします。
515	要求水準未達リスク	29	別紙 2	No. 5 6			本事業における浄水水質の要求水準は、水道水質基準でしょうか。もしくは上乗せ目標値があるでしょうか。また、浄水事故への複合的な対策（膜の後にUVを追加することなど）による、安全性の向上などを評価するお考えはあるでしょうか。	前段は、業務要求水準書においてお示しますが、水道水質基準よりも厳しい水道局独自の水質目標を要求水準とします。後段は、今後、検討します。
516	要求水準未達リスク	29	別紙 2	No. 5 6			本事業において、排水処理設備を含めた全体の水回収率の規定値を定めるお考えはあるでしょうか。	業務要求水準書においてお示しします。
517	要求水準未達リスク	29	別紙 2	No. 5 6			事業者の責めに帰すべき事由以外の事由に起因する要求水準未達リスクは、貴市のリスク分担との理解でよろしいでしょうか。	原則として、そのように考えています。
518	オペレーションリスク	29	別紙 2	No. 5 7			BTOの場合、建設完了後の施設の所有権は水道局殿にあることから、施設にかける保険等については、水道局殿の負担にて加入されると考えてよろしいでしょうか。	事業者は、自らの判断で事業を実施する上で必要な種類、内容の保険を付保する必要があります。なお、最低限付保することが必要な保険の種類、内容については、入札説明書等においてお示しします。
519	メンテナンスリスク	29	別紙 2	No. 5 8			「機器の故障にかかるリスク」については、無条件で事業者負担リスクとなっていますが、瑕疵担保期間を経過した後に発見された瑕疵については、設備の所有者である横浜市殿のリスク負担と解釈いたしますが、よろしいでしょうか。	事業期間については、事業者のリスクとなります。
520	発生土の処分	29	別紙 2	No. 5 8			発生土は、原水水質により処分量が変化するものであり、ある程度予見ができる事象ではあるものの、水道局側も負担すべきリスクではないでしょうか。	ご意見として承ります。
521	発生土の品質について	29	別紙 2	No. 6 1			(No. 61) 脱水ケーキの品質の悪化が原水に由来するものである場合は、原水リスク (No. 51) の規定により負担がなされるとの認識でよろしいでしょうか。	そのように考えています。
522	発生土の品質	29	別紙 2	No. 6 1			本事業においては、発生土の含水率に規定値を定めるお考えでしょうか。また、排水は完全クロードを条件とするお考えでしょうか。	自由提案とすることを考えています。
523	脱水ケーキの品質に関するリスク	29	別紙 2	No. 6 1			脱水ケーキの品質に関するリスクは全て事業者リスクとなっておりますが、原水水質に起因するリスクは水道局にて負担できないでしょうか。	(質問No. 521参照)
524	発生土の品質、処分	29	別紙 2	No. 6 1			発生土の扱い（処分、有効利用等）について、どのような要求事項を定められるお考えでしょうか。	有効利用を考えています。
525	別紙2	29	別紙 2	No. 6 2			発生土に関して、SPCには再生利用までは求めず、適切に産廃として処分すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書においてお示しします。
526	発生土の処分	29	別紙 2	No. 6 2			発生土の処分量は、原水の濁度により変化するかと思いますが、当該リスクを事業者側のリスクとするのは過大なリスク負担であると思います。事業者側のリスクとするお考えの趣旨をご教示願います。	業務要求水準書においてお示ししますが、原水濁度が低く安定しているため、事業者のリスクとして考えています。
527	発生土の処分	29	別紙 2	No. 6 2			発生土の処分量が上回ったことにより生じる損害は事業者のリスクと記載されていますが、処理生産水量が上回った場合は発生土処分量は増加しますので具体的な条件を明示ください。	(質問No. 483参照)
528	発生土の処分	29	別紙 2	No. 6 2			発生土の処分量が上回ったことにより生じる損害はすべて事業者負担となっていますが、 ① まず発生土の処分量について事業者に対してどのような入札応募条件を考えておられるのでしょうか。 ② その上で、上回ったことにより生じる損害とはどのようなことを想定されているのでしょうか。 ご教示ください。	①については、業務要求水準書においてお示しします。 ②については、処分費用の増加等を考えています。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
529	発生土の処分	29	別紙 2	No.6 2			発生土の処分先及び処分単価は、単年度の契約であることから、20年間の確保と単価の設定は無理があります。よってそれらは、発注者からご提示いただけるのでしょうか。	自由提案のため、事業者で設定してください。
530	発生土の処分	29	別紙 2	No.6 2			P.30 別紙3 1 サービスの対価の構成では、維持管理費（施設運転管理業務）に、汚泥処分費に該当する項目が含まれておりませんが、汚泥の処分費は民間事業者が負担するのでしょうか。また、その処分費の変動リスクも民間事業者が負担するのでしょうか。併せてご教示ください。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
531	発生土処分	29	別紙 2	No.6 2			原水濁度が当初想定を上回った場合の処分量増加に伴うリスクは、水道局様と考えますが、よろしいでしょうか。	原水濁度については業務要求水準書においてお示ししますが、その範囲を上回った場合は水道局で負担します。
532	発生土の品質の定義	29	別紙 2	No.6 2			業務要求水準書において、脱水ケーキの品質を規定することを予定されていますでしょうか。予定されている場合、業務要求水準書での具体的な規定内容または概要をお示し願います。（例えば、含水率は〇%以下、〇〇基準を満足することetc）	(質問No.522参照)
533	発生土の品質の定義	29	別紙 2	No.6 2			発生土の処分について、処分量の規定ならびに事業者にて責任を負う範囲(数値)をご教示願います。	業務要求水準書でお示しします。
534	発生土の品質リスクの内容	29	別紙 2	No.6 2			発生土(=脱水ケーキ)の品質リスクの内容について、具体的にお示し願います。(事業者が負担しなければならないリスクは、業務要求水準未達によるサービス対価の減額でしょうか、品質変動による処分費の増嵩でしょうか、想定されている内容を具体的にお示し願います。)	(質問No.522参照)
535	発生土の品質	29	別紙 2	No.6 2			(業務要求水準書に規定する範囲を超えた)原水の性質変動に起因する発生土(=脱水ケーキ)の品質変動リスクは、貴市のリスク分担との理解でよろしいでしょうか。	そのように考えています。
536	発生土の処分の定義	29	別紙 2	No.6 2			「発生土の処分」について、具体的な業務内容をお示し願います。 (発生土の処分とは、膜ろ過により分離された懸濁物質等を濃縮し、機械脱水により処理水と脱水ケーキ(=発生土)に分離し、発生土を産業廃棄物として処分することを指すのでしょうか。)	業務要求水準書においてお示しします。
537	発生土の処分リスクの内容	29	別紙 2	No.6 2			「発生土の処分量が上回ったことにより生じる損害」とは、事業者の発生土の処分量が貴市と事業者との間で予め決められた処分量を超えた場合、超過した処分量に係る処分費は事業者が負担すること(当該超過分の処分費に対してはサービス対価が支払われない、処分費は固定金額)との意味ででしょうか。	ご理解のとおりです。
538	発生土の処分	29	別紙 2	No.6 2			発生土の処分量が上回ったことによりリスクは事業者負担となっておりますが、原水濁度が上昇したことによって発生土の処分量も上回る可能性がありますので、横浜市殿負担としていただけませんかでしょうか。[具体的には、これまでの浄水場排水処理施設PFI案件で採用されている如く、処理量に応じたサービス対価(従量料金制)としていただくのが合理的ではないでしょうか。提供したサービスの内容(質と量)に基づいて対価をお支払いいただくのがPFIの本来の姿であり、誰しも予想し得ないものをリスクとして一方的に当事者に押し付けることは、事業を不安定なものとし、結果としてVFMを下げる原因となるのではないのでしょうか。]	ご意見として承ります。
539	リスク分担表 (原料リスク)	29	別紙 2	No.6 2			発生土の処分量が上回ったことにより生じる損害とはどのようなものなのでしょうか。このリスクはSPCに対して大きな影響を与えるものと考えますので、廃棄物処理料など具体的な事例を提示いただけますようお願いいたします。	(質問No.528参照)
540	発生土の処分	29	別紙 2	No.6 2			発生土の排出責任は水道局・事業者どちらにあるのでしょうか。 また、事業者は産業廃棄物処理業の取得は必要となるのでしょうか?	現在、検討中です。
541	発生土の品質・発生土の処分リスクについて	29	別紙 2	No.6 1 No.6 2			脱水ケーキの品質や発生土の処分量が上回ったことにより生じる損害については事業者リスクとされていますが、水道局負担の原水リスクに起因するものについては、水道局側のリスクと理解してよろしいでしょうか。	そのように考えています。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
542	リスク分担表について	29	別紙2	No.6 1 No.6 2			『発生土の品質』『発生土処分』リスクについて、原水の性質が著しく変動した場合、あるいは原水への毒物・劇物の混入等を想定した場合には同表No.51のリスク分担にもあるように、発生土の性状・処分量にも影響するため、本項目について水道局側も負うべきリスクであると考えますが、どのようにお考えでしょうか。	そのように考えています。
543	リスク負担先	29	別紙2	No.6 4			事業終了時の施設状態の要求水準の明確な提示をお願いします。	業務要求水準書においてお示しします。
544	技術革新にともなう設備改善・追加	29	別紙2				維持管理期間中、技術革新等により設備改善及び追加が望ましくなった場合追加の工事を行うことは可能でしょうか。また、工事を行う場合の費用およびリスク分担についてのお考えも併せてご教示ください。	事業者の負担により変更することは可能です。
545	瑕疵担保期間	29	別紙2				瑕疵担保期間は何年でしょうか。また、瑕疵担保期間外に見つかった瑕疵に関するリスク分担についてのお考えも併せてご教示ください。	前段は、事業契約書(案)においてお示しします。後段は、質問No.519をご参照ください。
546	リスク分担表	29	別紙2				欄外の凡例にあります「●主負担」「△従負担」の各定義の明確化をして頂けないでしょうか。事業のリスク分析に観点から重要であるため質問するものです。	●、△により意味する事柄は、リスクによって異なります。第3-2(2)に記載のとおり、別紙2は本事業で予想されるリスクの概略を示したものであり、これによりリスクの全てを表現するものではありません。各リスクの詳細は、事業契約書(案)に規定します。
547	維持管理費	30	別紙3	1			発生土の処分費用は維持管理費として、支払われるという理解でよろしいでしょうか。またこの場合、どの項目に分類されるのでしょうか。	発生土の処分費用は施設運転管理費に含まれます。
548	保安業務	30	別紙3	1			表中、「該当する業務」欄に記載されている「保安業務」とは、「警備業法」に準じた業務を想定されているでしょうか。御教示ください。	業務要求水準書においてお示しします。
549	電力費	30	別紙3	1			電力費が施設運転管理費に含まれるとありますが、4頁で定義付けている浄水場施設における電気料金総額が本PFI事業費に含まれるのでしょうか。それとも、事業者が新設する浄水施設等、一部の施設の電気料金のみ含まれるのでしょうか。電力費の範囲をお示しください。	事業者が新設する浄水場施設の電気料金を指します。
550	サービス対価の構成	30	別紙3	1			保安業務に「人件費」とあります。常駐する保安員を想定されていますでしょうか?	業務要求水準書においてお示しします。
551	サービス対価	30	別紙3	1			参考価格はいつ公表されるのでしょうか。	(質問No.118参照)
552	水道料金	30	別紙3	1			ガス料金・水道料金は、施設運転管理費におけるその他経費に含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、水道料金とは、自家消費する上下水道料金を指すのでしょうか。支払いフローも含め、教えてください。	前段、後段ともにご理解のとおりです。なお、サービスの対価として毎回、固定額を支払います。
553	維持管理費の範囲	30	別紙3	1			「施設保守費」の修繕費の中に膜モジュール交換費も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
554	サービスの対価の構成	30	別紙3	1			施設運転管理費の中の、「その他経費」には膜交換費も入るという理解でよろしいでしょうか?	膜交換費は、施設保守費に含めることを考えています。
555	サービス対価の構成	30	別紙3	1			S P C の設立や、ファイナンスの組成に必要な経費は施設整備費の内数として積算してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
556	サービス対価の支払い方法(案)	30	別紙3	1			1 サービスの対価の構成の「施設整備費」の「含まれる主な費用」として最後に「これにかかる支払利息」が含まれております。一方で3各種サービスの対価の支払方法の(1)の表題が「施設整備費及びこれにかかる支払利息」となっており、「施設整備費には、これにかかる支払利息は含まれない」という趣旨の定義となっております。「施設整備費」について「かかる支払利息」との関係から定義を明確化して頂くことをご検討頂けないでしょうか。	別紙3-1の表中及び2の「施設整備費」を「施設整備費及びこれにかかる支払利息」に修正します。
557	サービス対価の考え方	30	別紙3	2			サービス対価の構成は、施設整備費(国庫補助金対象)+施設整備費(国庫補助金控除額)及びこれにかかる支払利息+維持管理費用と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
558	S P C 関連費用	30	別紙3				S P C 設立に関する費用は施設整備費、S P C 運営に関する費用は維持管理費のその他費用に含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
559	施設整備費の支払	31	別紙3	3	(1)	ア	「既存施設稼働段階」に第1段階新設設備の建設費は含まれるのでしょうか。「既存施設稼働段階」の範囲を明記願います。	第1段階新設にかかる費用のほか、第1段階既存撤去にかかる費用も含まれます。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
560	既存施設稼働段階にかかる費用及び支払利息	31	別紙3	3	(1)	ア	利息の計算基準日は、施設の引渡日と解釈してよろしいでしょうか。即ち、例えば、第一回の支払日には1ヶ月分の利息をお支払頂くことになるものと考えてよろしいでしょうか。	金利の決定基準日は、第3-3(1)イ(ア)のとおりです。施設の引渡日は、事業契約書(案)においてお示しします。なお、各回の支払金額は第3-3(1)アに記載のとおり、各支払期間中の支払総額の20分の1になります。	
561	支払方法	31	別紙3	3	(1)	ア	「既存施設可動段階にかかる費用」とは、本実施方針『第1-1(8)事業スケジュール』における第1段階新設に要した費用と考えますが、よろしいでしょうか。	(質問No. 559参照)	
562	支払方法	31	別紙3	3	(1)	ア	「既存施設可動段階にかかる費用」は、工期短縮が年度単位で可能となった場合は、その分早期に支払われるものと考えますがよろしいでしょうか。 (ex. 平成25年3月までに完了した場合は、平成25年4月～平成44年10月までの40回となる。)	工期短縮の場合の支払方法については、今後、お示しします。	
563	施設整備費の支払	31	別紙3	3	(1)	アイ	工期短縮により維持管理業務が早期に開始され、又これに伴い第2段階工事も早期に着工、竣工した場合、それぞれの支払開始時期は前倒しになるのでしょうか。この場合、全体の支払期間と支払回数は不変で最終支払期日(平成46年3月31日)が前倒しになるのでしょうか。最終支払期日が不変の場合、支払回数等はどうかののでしょうか。工期短縮の場合の支払方法の取扱いについて明記願います。	(質問No. 562参照)	
564	基準金利の改定について	31	別紙3	3	(1)	アイ	(イ)	「施設整備費及びこれにかかる支払利息」の基準金利について、『ア 既存施設稼働段階にかかる費用及び支払利息』については、それぞれの支払期間とともに10年間、『イ 新設供給開始段階にかかる費用及び支払利息』については、支払期間に応じてそれぞれ7年間と10年間の金利変動リスクを事業者が負うこととなりますが、事業の安定性から考えると大きなリスク要因になるため、金利の改定期間を短くして頂きたいと考えますが、ご再考の余地はありますでしょうか。	実施方針のとおりとします。
565	施設整備費の金利支払について	31	別紙3	3	(1)	アイ		施設整備費の支払方法について、支払期間は前・後半期間に区別されておりますが、前半期間については『元金の2分の1に対する元利均等返済』と『総元金に対する金利支払』が行われるという理解でよろしいでしょうか。	別紙3-3(1)アに記載のとおり、「元金の2分の1の金額の10年間での元利均等返済」と「元金の2分の1に対する10年間分の金利支払い」を行います。
566	別紙3	31	別紙3	3	(1)	アイ		支払方法が元利均等となると、基準金利決定日まで想定元本が定まらず、事前に金利リスクのヘッジが出来なくなります。元金均等に変更お願い致します。	実施方針のとおりとします。
567	別紙3	31	別紙3	3	(1)	アイ		金利の決定基準日における銀行営業日とは、日本の銀行営業日のみ考慮すればよろしいでしょうか(ロンドンの銀行営業日は関係ない)。	そのように考えています。
568	施設整備費の支払	31	別紙3	3	(1)	イ		「新設供給開始段階」とは、第2段階既設撤去及び第2段階新設工事のことでしょうか。範囲を明記願います。	ご理解のとおりです。
569	新設供用開始段階にかかる費用及び支払利息	31	別紙3	3	(1)	イ		利息の計算基準日は、施設の引渡日と解釈してよろしいでしょうか。即ち、例えば、第一回の支払日には1ヶ月分の利息をお支払頂くことになるものと考えてよろしいでしょうか?	金利の決定基準日は、第3-3(1)イ(ア)のとおりです。施設の引渡日は、事業契約(案)においてお示しします。なお、各回の支払金額は第3-3(1)イに記載のとおり、各支払期間中の支払総額の20分の1になります。
570	支払方法	31	別紙3	3	(1)	イ		「新設供給開始段階にかかる費用」とは、本実施方針『第1-1(8)事業スケジュール』における第2段階既設撤去に要した費用と考えますが、よろしいでしょうか。	第2段階撤去にかかる費用のほか、第2段階新設にかかる費用も含まれます。
571	支払方法	31	別紙3	3	(1)	イ		「新設供給開始段階にかかる費用」は、工期短縮が年度単位で可能となった場合は、その分早期に支払われるものと考えますがよろしいでしょうか。 (ex. 平成28年3月までに完了した場合は、平成28年4月～平成44年10月までの34回となる。)	(質問No. 562参照)
572	国庫補助金について	32	別紙3	3	(1)	イ	(イ)	水道局は、国庫補助金の交付を受けた後に事業者に交付することですが、交付時期はいつ頃を想定されていますでしょうか。	(質問No. 315参照)
573	修繕費	32	別紙3	3	(1)	イ		修繕計画どおりに修繕を実施しなかった場合の支払方法についてはどのようにお考えでしょうか。前倒しで実施した場合と、後倒しで実施した場合についてご確認ください。また、劣化が少ない等で延命できる場合は修繕を実施しなくてもサービス購入料は支払われますでしょうか。	今後、お示しします。
574	国庫補助金の交付時期	32	別紙3	3	(1)			「国庫補助金の交付を受けた後に事業者に交付する」とありますが、第1-1(8)の事業スケジュールの場合、交付の時期はいつごろを予定しているのでしょうか(出来高交付でしょうか、移管時一括交付でしょうか)。	(質問No. 315参照)

No.	質問項目	頁	対応箇所			質問	回答	
575	国庫補助金相当額の支払い時期	32	別紙3	3	(1)		「国庫補助金の交付を受けた後に事業者に交付する」とありますが、事業者への交付（支払い）は、施設所有権の移転に連動するものと考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 315参照)
576	国庫補助金相当額の支払い手続	32	別紙3	3	(1)		「国庫補助金の交付を受けた後に事業者に交付する」とありますが、支払い手続は以下のように考えてよろしいでしょうか。 ① 事業者から水道局に対して出来形の報告と検査実施の申請 ② 水道局による出来形検査の実施 ③ 水道局から事業者に対して出来形検査終了の通知 ④ 上記通知を受けて事業者が支払いを請求 ⑤ 所定の期間内に国庫補助金相当額の支払い	(質問No. 315参照)
577	国庫補助金について	31	別紙3	3	(1)		国庫補助金額は施設整備費の何割程度を想定されてますでしょうか。	(質問No. 315参照)
578	サービス対価の支払開始期間について	31	別紙3	3	(1)		施設整備費のうち、事前調査業務・設計業務については費用発生から対価の支払までに時間的ずれが生じることが予想されます。対価の支払開始を前倒しにすることについて、ご再考の余地はありますでしょうか。	実施方針のとおりとします。
579	基準金利	31	別紙3	3	(1)		基準金利について、ア 既存施設可動段階の提案スプレッドとイ 新設供給開始段階の提案スプレッドは異なる値でもよろしいでしょうか。	そのように考えています。
580	施設整備費およびこれにかかる支払利息	31	別紙3	3	(1)		「初期投資額」とは、P.30の「1 サービス対価の構成」にて規定される施設整備費の総額を指しているものと考えてよろしいでしょうか。	そのように考えています。
581	サービス対価の支払い方法(案)	31	別紙3	3	(1)		「なお、施設整備費は、施設整備にかかる国庫補助金を、初期投資額から控除して算定する。」とあることから、国庫補助金相当額が頭金として当初に貴市水道局様から支払われることになると想定されますが、この金額はいつ確定するのでしょうか。入札前に確定しませんが、ファイナンス組成に大きな影響が生じて事業の遂行に支障がでる恐れがありますので、ご教示ください。	(質問No. 315参照)
582	施設整備費およびこれにかかる支払利息	32	別紙3	3	(1)		施設整備費のうち、国庫補助金相当の支払いについて、支払期日、算出方法などを明示いただきたくお願いいたします。	(質問No. 315参照)
583	維持管理費の改定の記載について	32	別紙3	3	(2)	ア	「改定は業務ごとに別紙3記載の指標の変動率を考慮し、…」とありますが、別紙3において当該改定のための指標の記載が見当たりません。この指標とは別紙4 1 (2)の表中に記載されている参照指標を示していると理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。本項目の記載を修正します。
584	修繕費を除く維持管理費	32	別紙3	3	(2)	ア	維持管理費は全て固定費という概念（固定年額の1/4を各四半期に支払う）のように読み取れますが、処理量に応じた従量料金の適用を認めないということでしたら、その根拠をお示し願います。[電気料金等の公共料金は稼働時間によって変わってきますし、事業範囲にもよりますが、発生土の有効利用あるいは廃棄処理が求められるとすると、事業収益に大きく影響いたします。固定料金制ですと、事業安全性を確保するためには、どうしても過大な裕度（必要以上の利益を上積み）をもってサービス対価を設定せざるを得なくなり（事業者にとって管理不可能なリスクですので）、結果としてVFMを下げることになるのではないのでしょうか。]	リスクを加味した上で、費用を平準化させるためです。
585	修繕費	32	別紙3	3	(2)	イ	当該項目における修繕費とは日常修繕費を指すものと理解しておりますが、大規模修繕についてどのようにお考えでしょうか。仮に大規模修繕についてもこれに含まれるとなれば、範囲や方法などきちんと規定しないことには提案者によって捉え方が異なり費用も大きく変わるため、入札価格に影響が出ることになります。	ここでいう修繕費には、日常、大規模に関わらず全ての修繕費を含みます。
586	修繕管理費	32	別紙3	3	(2)	イ	修繕費は提案された長期修繕計画に基づき実施時期、費用に従い支払われるとの記載ですが、これは平準化の支払いとはしないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
587	修繕費	32	別紙3	3	(2)	イ	修繕計画の中で、原水の水質悪化による膜ろ過装置の膜の交換回数計画より上回った場合についても事業者負担となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	対応箇所			質問	回答	
588	修繕費	32	別紙 3	3	(2)	イ	修繕費において、実施確認されたもののみ支払い旨の記述になっておりますが、事業者の努力により延命し、修繕を行わなかった場合でも修繕費の支払いは行われたいということでしょうか。また、延命により翌年に該当箇所の修繕を行った場合は、翌年に支払いが行われると考えますが、よろしいでしょうか。	今後、お示しします。
589	修繕費の支払いについて	32	別紙 3	3	(2)	イ	修繕費については、入札時に事業者が提出する提案書の長期修繕計画に記載された実施項目と実施時期が現実提案通り実施された場合のみ、当該費用をお支払いいただくと読みとれますが、そのような理解でよろしいでしょうか。また、長期に渡る事業においては、維持管理の優劣によって、当初の提案通りとならない場合があると想定されます。事業者の事業継続に対するインセンティブを引き出すため、当初提案時の長期修繕計画の総額内で実施時期や実施項目を事業者側の裁量で変更できる仕組みがより合理的と考えておりますが、本事業においてこのような仕組みを採用するお考えがあるかどうかご教示ください。	今後、お示しします。
590	修繕費	32	別紙 3	3	(2)	イ	「…四半期ごとに業務実施の確認ができたものに対し、四半期ごと一括して支払う。」と記載されておりますが、修繕費は実施した分についてのみ支払われるのでしょうか、事業者側で提案したスケジュールで支払われるのでしょうか。	今後、お示しします。
591	修繕費	32	別紙 3	3	(2)	イ	事業者の努力によって、提案していた修繕計画より修繕を遅らせることができた場合、または何らかの事由により修繕を前倒して行う場合の修繕費の扱いについてご教示願います。	今後、お示しします。
592	修繕費	32	別紙 3	3	(2)	イ	修繕費が実績で支払われるということは、修繕費の増加リスクは貴市が負担される（実際の修繕費が当初の想定額を上回った場合も当該実績額が支払われる）と理解してよろしいでしょうか。	今後、お示しします。
593	膜ろ過装置の交換	32	別紙 3	3	(2)	イ	膜ろ過装置の交換は修繕費として計上されるものと考えてよろしいでしょうか。	そのように考えています。
594	膜ろ過装置の交換	32	別紙 3	3	(2)	イ	膜ろ過装置の交換頻度は、原水性状に左右されません。事業者の提案より実際の交換回数が多くなった場合、その原因が想定外の原水水質変動であったとしても、その費用増分は民間事業者が負うべきと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
595	修繕費の支払い	32	別紙 3	3	(2)	イ	「修繕費は業務実施の確認ができたものに対し…支払う」と記載されていますが、施設の状況等から実際の修繕が長期修繕計画とは異なる時期に行われた場合には、修繕費は、長期修繕計画に記載の時期ではなく、実際に修繕が実施された時期に支払われると理解してよろしいでしょうか。	今後、お示しします。
596	維持管理費	32	別紙 3	3	(2)		別紙3記載の指標の変動率とは別紙4のことでしょうか。	(質問No. 583)
597	施設整備費の変更について	33	別紙 4	1	(1)	ア	「…事業契約締結の日から…」とありますが、 ① 実施方針のスケジュールだと、平成21年3月中旬の某日ということでしょうか。 ② この日が施設整備費の最初の変動の起点の日という事でしょうか。 ③ 施設整備費の変動の最初の起点の日は、平成20年9月の入札提案書提出日にすべきではないでしょうか。	①、②については、ご理解のとおりです。 ③については、実施方針のとおりとします。
598	施設整備費の変更	33	別紙 4	1	(1)	ア	「…12月を経過した後に…」とありますが、施設整備費の変更を請求できる日は、通常の場合、最も早く事業契約締結日から12ヶ月後ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
599	施設整備費の変更	33	別紙 4	1	(1)	ア	「…施設整備費が不適当となった…」とありますが、 ① 不適当の基準はイに記載のある「変動前施設整備費の15/1000を越えた場合」、つまり施設整備費が1.5%以上変動した場合と理解すればよろしいのでしょうか。 ② この場合、補助金支給額も対応して変動するのでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
600	施設整備費	33	別紙 4	1	(1)	ア	過去のPFI事業において事業者から横浜市に対して施設整備費の変更の請求を行い、認められた実績はございますか。	ありません。
601	施設整備費対価の変更	33	別紙 4	1	(1)	ア	施設整備費の補正については、年度別出来高に分解して、それぞれの年度における出来高金額毎に対価の変更が議論されるものと理解してよろしいでしょうか。	請求時点で未施工部分が対象となります。
602	施設整備費対価の変更	33	別紙 4	1	(1)	ア	補助金適用部分についての変更手続きはどのようなのでしょうか。	施設整備費として、補助金以外の部分と同様に変更が可能です。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
603	施設整備費の変更	33	別紙4	1	(1)	イ	「…変動後施設整備費…」とありますが、請求時点で施工済あるいは未施工に係らず、変動前施設整備費のすべてが、賃金または物価を基礎として変動後を算出する対象になると理解してよろしいでしょうか。	(質問No. 601参照)
604	サービス対価の変更	33	別紙4	1	(1)	イ	施設整備費の変動前後の差額が1000分の15以下の場合、変更に応じる義務がないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
605	変動後施設整備費	33	別紙4	1	(1)	イ	変動後施設整備費は、「変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前施設整備費に相当する額」とありますが、どのような計算式によって算出されるのでしょうか。	変動後施設整備費は、請求のあった日を基準に、予め両当事者が合意した資料、又は物価指数等(例えば、別紙4 1の参照指標)に基づいて協議します。
606	物価指数等	33	別紙4	1	(1)	ウ	「物価指数等」とありますが、具体的にどのような指数でしょうか。	請求のあった日を基準とし、国又は国に準ずる機関が作成して定期的に公表している資料の中で適切なものを用います。
607	施設整備費の変更	33	別紙4	1	(1)	ウ	「…請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき…」とありますが、請求のあった日の前の直近で公表された物価指数、賃金指数などを用いるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
608	施設整備費の変更	33	別紙4	1	(1)	ウ	水道局と事業者との協議に用いる物価指数を具体的に示してください。	(質問No. 606参照)
609	施設整備費対価の変更	33	別紙4	1	(1)	ウ	「21日以内に当該協議が成立しない場合には、水道局は、変動前施設整備費及び変動後施設整備費を定め、事業者に通知する。」という点については、「…合理的な変動前…」と解釈してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
610	施設整備費の変更	33	別紙4	1	(1)	ウキ	「…当該協議の開始日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、水道局が(決める)…」とありますが、21日はどのような根拠で決められたのでしょうか。	横浜市水道局契約規程第70条によります。
611	施設整備の変更	33	別紙4	1	(1)	エ	「施設整備費の変更を行った後、再度請求を行うことができる」とありますが、再度、すなわち3回以上の変更請求は可能でしょうか。	「直前の本条項の規定に基づく施設整備費変更の基準とした日」から12月を経過していれば可能です。
612	物価変動によるサービスの対価の変更	33	別紙4	1	(1)	エ	施設整備費の見直しが2回以上行われる場合において、再度、変動前施設整備費の1000分の15の変動額を事業者が負担すると、2回目以降の変動後の施設整備費と当初入札時の施設整備費との乖離が大きくなり、事業者の負担が過大となることが予想されます。2回目以降の施設整備費の見直しにおいては、変動前と変動後の施設整備費の差額全額について施設整備費の変更していただけますでしょうか。	2回目以降の施設整備費の見直しにおいて、それ以降の変更前と変更後の施設整備費の差分を変更することはありません。
613	施設整備費対価の変更	33	別紙4	1	(1)	エ	各年度別出来高に対しての変更を議論する上で、再変更はあり得ないのではないのでしょうか。例えば、4年目の出来高について初年度から毎年見直しをする必要はなく、当該年度(4年目)当初に一括議論すべきことではないのでしょうか。毎年議論するとすると、15/1000の摘要を毎年行って、2年で30/1000、3年で45/1000までの補正がカットされる可能性があるということでは不合理ではないのでしょうか。	4年目に変更する場合は、残工事が対象となります。
614	施設整備費対価の変更	33	別紙4	1	(1)	オ	特別な要因とはどのようなことを想定されていますか。	具体の事情を見極めて判断されるもので、例えば石油価格の高騰により建設資材の価格に影響を与え、主要な工事材料の価格に著しい変動が生じた場合などが考えられます。このような場合は、その都度当事者間で協議します。
615	工事材料の著しい変動	33	別紙4	1	(1)	オ	「著しい変動」とは、どの程度の変動でしょうか。	その都度、当事者間で協議します。
616	施設整備の変更	33	別紙4	1	(1)	オ	同項の規定による請求は、再度行うことが可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
617	施設整備の変更	33	別紙4	1	(1)	カ	同項の規定による請求は、再度行うことが可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
618	施設整備費対価の変更	33	別紙4	1	(1)	カ	予期することの出来ない特別な事情とはどのようなことを想定されていますか。	海外における戦争、動乱等の影響による国際価格の高騰等といった予期不可能な特別な事情が想定されます。
619	急激なインフレーション	33	別紙4	1	(1)	カ	「急激なインフレーション」とは、どの程度のインフレーションでしょうか。	短期的で急激な価格水準の変動を想定しています。具体的には協議によります。
620	施設整備費の変更	33	別紙4	1	(1)	キ	「…当該施設整備費の変更額…」とありますが、変更額は、イで規定されているように、差額から変更前施設整備費の1.5%を差し引いた額ということでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	対応箇所	質問	回答		
621	施設整備費対価の変更	33 別紙 4	1	(1)	キ	「21日以内に当該協議が成立しない場合には、水道局は、施設整備費を変更し、事業者に通知する。」という点については、「…合理的に変更し…」と解釈してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
622	物価変動リスク	33 別紙 4	1	(1)		施設整備費の物価変動による改定指標は1000分の15を超える部分との記載ですが、この数字を採用した根拠があればご教示ください。1000分の15未満の物価変動リスクは事業者が負担しなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	中央建設業審議会が定めた公共工事標準請負契約約款に規定された数字を参考に定めたものです。1000分の15未満の物価変動リスクは事業者の負担になります。
623	施設整備費変更の対象金額	33 別紙 4	1	(1)		施設整備費の変更は未完成施設が対象となり、既に完成した施設は対象外になると考えますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
624	サービスの対価の変更(案)	33 別紙 4	1	(1)		物価変動による施設整備対価の変更は単年度決算で固定されるとの認識でよろしいでしょうか。引渡ベースで締めると長期の工事ですので、下請けへの支払いの物価変動に対応が出来なくなるとの考えから質問するものです。	(質問No. 623参照)
625	サービスの対価の変更	33 別紙 4	1	(1)		施設整備費の変更の場合、支払い方法はどのようになるのでしょうか？増額、減額の場合に分けてご教示願います。	施設整備費を変更した場合も、別紙3 3 (1)の規定に従い、支払うこととなります。
626	サービスの対価の変更(案)	33 別紙 4	1	(2)		維持管理費について物価変動による見直しを行うとの趣旨の規定となっておりますが、ただし書きにおいて「各指標の毎年の変動率が±1%に満たない場合、及び直近の改定からの累積が±3%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合のみ改定する。」と記載されています。①この「及び」は「且つ」という趣旨なのでしょうか。②「直近の改定から累積が±3%に満たない場合は改定しない」ということであると、相当レベルの変動がないと、対価の改定がなされないことになり、貴市水道局、事業者双方にとって、適切なリスク分担にならない恐れがありますが、お考えの趣旨・背景をご教示ください。20年間の維持管理期間に亘る物価変動リスクについての検討のため重要な部分なのでご回答をお願いします。	「各指標の毎年の変動率が±1%に満たない場合」と「直近の改定からの累積が±3%に満たない場合」には改定しないという意味です。
627	施設整備費対価の変更	33 別紙 34 4	1	(2)		施設運営管理費について、その他で消費者物価指数は第1表-1中分類指数(全国)と記載されていますが、第5表中分類指数(横浜)を採用しない理由は何でしょうか？	将来の変動要素を適切に反映するためには、より広範囲な地域を対象とする指標を採用することが望ましいと判断したためです。
628	サービス対価の変動	33 別紙 35 4	1 3			光熱水費のサービス対価につきまして、1項の「当該時点での指標における変動率を勘案した改定率を反映させサービス対価の見直しを行い…」の中で単価改定を行い、3項の「市場実勢価格等の変動によるサービス対価の変更」の中で、使用量の見直し協議が行われるという理解でよろしいでしょうか。	光熱水費のサービスの対価の単価については別紙4 1 (2)に基づき改定しますが、使用量については別紙2 リスクNo. 54のとおり見直し協議を行うことは想定していません。
629	施設整備費対価の変更	33 別紙 34 4	1	(2)		指標は平成20年8月1日時点のものを参照することですが、統計は月単位で公表されますので、平成20年7月度のものとしていただく方が正確ではないでしょうか。なお、見直し時期における適用指標はどのようにお考えでしょうか。公表は2~3ヶ月後となりますので、その程度の前倒しを行わなければ手続的に間に合わないのではないのでしょうか。「年度の変動率が±1%に満たない場合、及び・・・累積が±3%に満たない場合は改定しないこと」ということですが、調整額を実施する場合には満額調整される(脚切りはしない)ものであることをご確認ください。	前段及び中段は、実施方針のとおりとします。後段は、本規定に則り、適切に処理します。
630	物価変動によるサービスの対価の変更	34 別紙 4	1	(2)		光熱費のうち、電気・ガス・水道料金について、改定率はどのように算出するのでしょうか？	事業者の提案に基づき、協議により決定します。
631	サービス業務の内容	34 別紙 4	1	(2)		表に記載されている、「サービス業務」とはどのような内容を想定されておられるのでしょうか。御教示ください。	(質問No. 49参照)
632	維持管理費対価の変更	34 別紙 4	1	(2)		毎年の指標変動率によって、維持管理費の改定を行なうことになっていますが、市場実勢価格等による変更協議は、5事業年度に1回とされています。サービス対価の変更は、指数については該当すれば毎年変更が可能であり、それ以外の実勢価格については5年に1回変更が可能との見解でしょうか？	ご理解のとおりです。
633	維持管理費の見直し	34 別紙 4	1	(2)		参照指標において指標が複数明示されておりますが、計算方法がよくわかりません。要求水準等にて詳細に示されると考えますがよろしいでしょうか。	計算方法の例示を入札説明書等においてお示しします。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
634	サービスの対価の変更(案)	34	別紙4	1	(2)		維持管理費のうち施設運転管理費の物価変動について、1項目に対して多数の参照指標が上げられていますが、実際にはどのような計算方法によって支払いが行われるのでしょうか。	別紙3 1の表中に記載の施設運転管理費のうち電力費は、別紙4 1(2)の表中に記載の「光熱水費」に対応します。また、別紙3 1の表中に記載の施設運転管理費のうち電力費以外の費用は、別紙4 1(2)の表中に記載の「光熱水費以外」に対応します。
635	サービスの対価の変更(案)	34	別紙4	1	(2)		維持管理費の支払い方法について、固定費と変動費による対応はお考えでしょうか。	維持管理費の支払方法は、別紙3 3(2)に記載のとおりです。
636	誤植	34	別紙4	2			「～については、別紙2 3(1)に記載のとおり、～」とありますが、「別紙3」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。本項目の記載を修正します。
637	金利変動によるサービスの対価の変更	34	別紙4	2			別紙2 3(1)の記載が見当たりません。	(質問No. 636参照)
638	金利変動によるサービス対価の変更	34	別紙4	2			「施設整備費については、別紙2 3(1)に記載のとおり」とありますが、別紙3 3(1)のことでしょうか？	(質問No. 636参照)
639	金利変動によるサービス対価の変更の記載について	34	別紙4	2			「施設整備費については、別紙2 3(1)に記載のとおり、…」とありますが、別紙2において当該項目に関する記載が見当たりません。「別紙2 3(1)」を「別紙3 3(1)」と読み替えてよろしいでしょうか。	(質問No. 636参照)
640	サービス対価の変更	35	別紙4	3			5事業年に1度…とありますが、有事の際(紛争、震災等)に特別に見直す条項の追記をお考え頂いておりますでしょうか？	ご質問のような場合には、別紙4 6を適用することが考えられます。
641	サービス対価の変動	35	別紙4	3			初回の見直しは、平成25年度末又は水道局と事業者が別途合意する日とするとありますが、計画と実績の乖離を評価した上で見直し協議を行うことが妥当と考えられることから、維持管理開始から1年を経過した平成26年度末としていただけないでしょうか。	実施方針のとおりとします。
642	市場実勢価格等の変動によるサービスの対価の変更	35	別紙4	3			「…維持管理費について、…5事業年度に1度、見直しのための協議を行う。」と規定されています。これは、「見積時に当事者が予見できた条件が、当事者がコントロールできない事情で変更になった」場合に、契約時の立場(権利義務)を実質的に維持することが当事者間の公平に適用という根拠により、規定されているものと理解しています。かかる実質的公平を図るという趣旨からすれば、5年も維持管理費を放置する合理的理由はないのではないのでしょうか。「市場実勢価格の推移その他新製品の導入等諸般の事情を勘案」するのであれば、毎年見直しの協議をするのが、市場実勢価格を最も反映することになると考えます。したがって、ここは「5事業年度に1度」ではなく、「毎年」見直しの協議をしていただきたいと考えますが、水道局殿のお考えを御教示ください。	実施方針のとおりとします。
643	市場実勢価格等の変動によるサービス対価の変更	35	別紙4	3			本規定の主旨をご教示ください。(物価変動等の不可抗力要素を除いて維持管理費の長期変動リスクが民間負担となるPFI事業と、例えば単年度契約・仕様発注ベースの維持管理委託費の市場実勢価格との単純な比較は困難と考えます。)	サービスの対価と市場の実勢価格との間に大幅な乖離が発生することがないよう、本項目を規定しています。
644	法制度の改正による対価の変更	35	別紙4	4			産業廃棄物処理法あるいは環境関連法の規制が現行より厳しくなり、最終平成29年3月までかかる既設撤去の費用が増大した場合はP.27 別紙2 リスク分担表No.5に従い、水道局で費用増を当然100%負担して頂けると考えておいてよろしいでしょうか。	状況に応じ別途協議します。
645	施設整備費対価の変更	35	別紙4	5	(2)		「ただし、法人税、所得税、事業税その他の収益に関する税制に関する変更を除く。」とされています。その根拠をご教示願います。[一般企業においても同様だという趣旨と斟酌いたしておりますが、この考え方にはかねがね疑問を抱いております。一般の企業の場合でも、増税によって配当利回りが下がったからといって、株主に我慢を強いるということにはならず、何らかの形で利益を確保しています。PFI事業においてのみ、株主がそのリスクを負担するというのは不合理ではないのでしょうか。特に、新規事業で採算の改善(既存の製品価格には反映できなくとも、新規製品・サービスの価格設定に反映可能)を行う余地のある一般企業と異なり、特定事業による収入だけを源泉としていて、コストサイドでの調整が不可能なPFI事業においては、サービス対価を改定していただくしかないものと思料いたしております。]	(質問No. 383参照)

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
646	サービス対価の変動	35	別紙4	6	(1)		「上記1～5において考慮されない変動要素が発生し、又はサービスの対価が前提とする条件に重大な変更が発生した等の場合」とありますが、水道局の事由により、設備を追加した場合や運転パターンを変更せざるを得なくなった場合等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような場合で、その内容が重大である場合は、当該規定により処理される場合があります。
647	想定外の変化に伴う対価の見直し	36	別紙4	6	(2)		協議による合意が成立せず、水道局からの通知及び決定理由に不服の場合の手順は定まっているのでしょうか。	水道局からの通知及び決定理由に不服の場合の手順について規定する予定はありません。
648	新設対象施設の場内配管	37	別紙5				新設の配水池から既設の配水ポンプ場への配管は必要ないのでしょうか。(新設の配水池からの場内配管は本事業範囲外でしょうか。)	業務要求水準書においてお示しします。
649	調整池の確保の必要性について	37	別紙5				別紙5の新設対象施設位置図においては、開発許可上の調整池が配置されていませんが、本件計画用地内(別紙7管理対象範囲)において調整池の配置は不要という理解でよろしいでしょうか。	そのように考えています。
650	新設対象施設	37	別紙5				自家発電気室が管理棟とは別棟となっていますが、別棟とせず管理棟内に自家発電設備を設置しても構いませんか。	業務要求水準書においてお示しします。
651	新設対象施設	37	別紙5				排水処理施設及び脱水機棟の参考位置について、新設時は既存の排水池及び排泥池の運用が必要と考えますが、運用を妨げないような建設条件については業務水準書等で明示頂けますでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の判断に委ねます。
653	撤去施設の確認について	38	別紙6				現排水池の西側に隣接して設置されているコンクリート製の池状の施設(調整池?)は、撤去対象施設とされていませんが、別紙5では同施設上に新規排水処理施設が配置されていることから、同施設の撤去対象と理解してよろしいでしょうか。	そのように考えていますが、業務要求水準書においてお示しします。
654	撤去対象施設	38	別紙6				事業期間終了まで撤去不可の施設をご教示ください。	既存管理棟や場内配管等を想定しています。
655	撤去対象施設	38	別紙6				本実施方針『第1 1 (8) 事業スケジュール』における第1段階新設まで撤去不可の施設を明示ください。	(質問No. 65参照)
656	管理対象範囲図	39	別紙7				民側管理範囲と官側管理範囲を区分して運用されるお考えと解釈されますが、区分する内容としては保安及び清掃と考えてよろしいですか。	官側管理範囲における保安及び清掃等は、水道局が行いますが、詳細は業務要求水準書においてお示しします。
657	管理対象面積	39	別紙7				民側管理範囲と官側管理範囲の面積をそれぞれご教示ください。	業務要求水準書においてお示しします。
658	保安及び清掃等対象区域	39	別紙7				「官側管理範囲(保安及び清掃等対象区域)」とありますが、保安及び清掃等業務も官側で行うという理解でよろしいでしょうか。	そのように考えています。
659	管理対象範囲	39	別紙7				官・民管理範囲区分がありますが、施設出入り等の警備区分も区分別けで実施するのでしょうか。	そのように考えています。
660	管理対象範囲	39	別紙7				民側管理区分範囲内の道路・樹木の維持管理は補修も含め民側にて実施することとなるのでしょうか。	そのように考えています。
661	上水汚泥の最終処分場の取扱いについて	39	別紙7				本浄水場の南端部にある上水汚泥の最終処分場の取扱いにつきまして、下記事項についてお教えください。 ① 同処分場は別紙7の管理対象区域内に入っておりますが、本事業に着手するまでに同処分場は廃止され、本事業用地に組み込まれると考えてよろしいでしょうか。 ② 上記の場合、本処分場用地も含めた施設配置が可能と考えてよろしいでしょうか。 ③ 上記の場合、本事業における造成計画において本処分場用地に処分されている上水汚泥を盛土材等として活用することは可能でしょうか。	①については、廃止する予定ですが、時期については未定です。 ②については、本処分場用地も含めた新設施設の配置はできません。 ③については、活用できません。
662	その他						現在、川井浄水場を一括して電力供給を受けていると思いますが、当該事業により電力供給を分割するなどして事業範囲のみをSPCが電力会社と契約することになるのでしょうか。	そのように考えています。
663	その他						新聞等で川井浄水場へ小水力発電設備の設置計画がある旨の発表がされておりますが、設置場所はどこになるのでしょうか。また、環境教育用の見学施設を整備するともありますが、どこに予定しているのでしょうか。	小水力発電設備は、川井浄水場内を通る相模湖系の導水管に設置をしますが、設置場所は、接合井付近の予定です。
664	その他						新聞発表では、小水力発電設備を設置することにより、川井浄水場で1年間に使用する電力量の約7割を賄うことができるとありますが、当該事業の維持管理費(電力費)との関係はどのようになるのでしょうか。	小水力発電で発電される電気は、PFI事業開始後は、川井浄水場内の本市管理区域で使用する予定です。